

平成18年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第2号)

議事日程〔第2号〕

9月13日(水曜日)午前10時 開議

開議宣告

日程第1 一般質問

39番 木村修一

40番 大石忠昭

41番 岩本武

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(37名)

1番 成重博文
 2番 安達隆
 3番 尾上真一
 4番 野田大二
 5番 岡部心介
 6番 山田秀夫
 7番 松本博彰
 8番 中山田健晴
 9番 河野徳久
 10番 明石光子
 11番 村上和人
 12番 吉高彰生
 13番 安長袈裟雄
 14番 小野國廣
 15番 鷺海政幸
 16番 近藤安夫
 17番 後藤龍太郎
 18番 安東正洋
 19番 北崎安行
 20番 川原直記
 21番 河野正春
 22番 山本博文
 23番 進藤国臣
 24番 近藤今朝則
 25番 井上優
 26番 菅健雄
 28番 近藤準三郎
 29番 後藤等
 30番 相部法生
 31番 酒井貞生
 32番 堂園慶吾
 34番 南浴利雄
 35番 徳永浄
 37番 野上一郎

欠席議員(4名)

33番 成重昌臣

36番 益戸政吉

38番 井ノ口政之

42番 瀬口孫次

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 増田正義
 議事係長 清水栄二
 書記 安藤雅俊
 書記 近藤浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長 永松博文
 助役 都甲昌叡
 参事兼総務課長 鷺海豊
 参事兼真玉市民センター長
 青野素久
 参事兼香々地市民センター長
 佐藤良雄
 プロジェクト推進課長 中嶋栄治
 企画財政課長 野村信隆
 税務課長 河野清一
 市民課長 河野三男
 福祉事務所長 大園栄治
 保険年金課長 小野俊久
 子育て・健康推進課長 安東良介
 人権・同和対策課長 浅井哲
 環境課長 水江義和
 商工観光課長 桑原茂彦
 農地整備課長 尾形雄治
 建設課長 奥田秀穂
 水道課長 福光博文
 消防長 安藤義文
 総務・法規係長 久保健一
 秘書広報係長 小野政文

教育庁

教育長 都甲桂一

9月13日

学校教育指導室長 早田 義司郎
生涯学習課長 尾造 正直

○議長（菅 健雄君） おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、一般質問を行います。
この際申し上げます。
各議員の発言は申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。
また、質問は通告に基づき行ってください。
なお、執行部は質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について、質問があった場合は議長にお知らせください。
一般質問通告表の順序により発言を許します。

○議長（菅 健雄君） 3番尾上真一君。
○3番（尾上真一君） 皆さんおはようございます。3番尾上真一であります。
私は、永松市長の決断により、8月14日に、豊後高田市合同企業就職説明会が開催されたことについて敬意を表する市議の一人であります。担当の商工観光課を中心に多くの市の職員が対応していました。また、そのことが豊後高田市の職員として仕事に対する熱意の表れだと私は感じたところであります。この気持ちも、今日、社会問題になっております公務員の飲酒運転事故等についても、市職員としての自覚を生むものと思っております。

そこで、花いろで今回開催された就職説明会には、多くの就職希望者が集まっております。私も11時頃に就職説明会には出向き、説明会の様子を見らせてもらったところであります。

会場には多くの若者が集まり、聞くところによりますと、もし就職が地元で決まるならば、豊後高田市に帰り住みたいと言っている人も耳にしたところであります。

そこで、就職説明会の状況並びにどれぐらいの方が集まったのか、まずお聞きしたいというふうに思っております。

次に、7社、50人程度の採用が予定されておると聞きましたが、どれぐらいの人が就職できたのか。現在の状況で結構でありますので、お聞きしたいというふうに思っております。

3点目に、企業の、それぞれの企業の都合もあると思いますが、年に何回かの企業説明会を行政として積極的にアプローチし、また、若者の就職の機会を与えることが若者の定住につながるのではないのでしょうか。

そこで、このような就職説明会を今後予定があるのか、お聞きしたいと思っております。

次に、土地改良区の問題について2点ほどお聞きしたいというふうに思っております。

豊後高田市の土地改良区の現状と、市内にいくつ改良区があるのか、お尋ねいたしたいというふうに思っております。

2点目は、並石土地改良区についてお聞きしたいというふうに思っております。

並石土地改良区については、いろいろと事情があったことは事実であります。あと何年ぐらい支払いがあるのか、また、国、県、市で対象農家に何らかの支援ができないのか。このことについてお尋ねをしたいというふうに思っております。

第1回目の質問終わります。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 尾上議員の、企業就職説明会についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のように、現在北部九州におきましては、ダイハツ九州を始め、トヨタ、日産など各自動車産業が集積し、非常に活況を呈しております。このような中、本市におきましても、大分北部中核工業団地への自動車関連企業の進出に伴い、新たに2社の工場建設が進められております。

さらに、美和工業団地におきましても、1社が工場の増設を行っております。この新增設に伴い、6月から8月にかけて、新たな雇用として100名を超える正社員の募集が行われましたが、非常に私どもこの採用ができるかどうかということに心配いたしましたところでございますが、皆様のご協力、面接会までに63名の採用が決定されました。

まあ、しかしながら、短時間にこのような多くの人員確保することに対して私どもといたしましても、先程申しましたように、非常に心配するとともに、何をあいても人員確保しなければ、今後の企業誘致はないということでこの度の説明会を実施したわけでございます。

さらに、現在北部中核工業団地に立地を検討されている企業さんにおいても、進出に対してまず第一条件は、人材の確保を心配されております。このような状況を払拭するためにも、この説明会を開催いたしました。

特に、今回の説明会は、遠くふるさとを離れて都会で生活する若者に、再び郷土である豊後高田に帰って働いていただくため企画したものであります。そのため日程につきましても、多くの方々に参加していただけるよう配慮し、盆の帰省時期に合わせ開催をいたしたところでございます。

なお、周知につきましても、高田高校の卒業生を対象にダイレクトメールによる案内、さらには公共機関へのポスター掲示、市報、新聞、そして、また皆さん方をお願いいたしましたし、私ども職員も併せて、なんとかこの説明会に参加を多くしたいということをやってまいりました。その結果、皆さん方のご協力を得たことによりまして、市内在住者はもとより、市外の方、県外在住者な

ど、予想をはるかに上回る110名の方の参加をいただきました。この方々につきましては、名簿登録をさせていただいております。

また、当日参加できない方につきましても、同様に、名簿登録するので届け出てほしいというお願いもいたしました。そういう中で、今回、たくさんの方々の名簿登録もできました。今回の採用が決定されなかった方々についても、今後進出される企業へ紹介をさせていただこうと思っております。

なお、この説明会による採用状況につきましては、すでに10名の方が内定をいたしました。そのほかに10名の方につきましては、最終面接に進んでおりますので、なんとしてもこの10名の方々全部が採用になるよう、そして、また、できるだけ地元の人を採用していただくように、ずっとこれからもやっていきたいとそう思っているところでございます。

定住人口を増やすためには、雇用の場の確保が最も有効であると考えておりますので、今後もこのような取り組みにつきましては、各企業の要望等を踏まえましてうで実施してまいりたいと、そういうふうと考えておるところでございます。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長(菅 健雄君) 農地整備課長尾形雄治君。

○農地整備課長(尾形雄治君) 尾上議員の、土地改良区についてのご質問にお答えいたします。

本市の土地改良区は合併により、14の土地改良区となりました。その内訳といたしまして、旧豊後高田市が10、旧真玉町が1、旧香々地町が3の土地改良区となっております。

次に、並石土地改良区につきましては、その組織運営は非常に厳しい状況でございます。市といたしましても、県と十分な協議を行いながら、役員とともに経営の健全化に向けて努力しているところでございます。

農林漁業金融公庫からの借入金の償還は、現在3件で、最終償還年度につきましては、並石地区灌漑排水管路水路事業に係る償還が平成22年度、並石地区ほ場整備事業に係る償還が平成29年度、さらに、並石南部地区ほ場整備事業に係る償還が平成31年度となっております。

また受益地区の見直し等につきましては、経営の健全化に取り組むなかで検討を行っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 3番尾上真一君。

○3番(尾上真一君) いま市長の答弁の中で、多くのですね、新規採用が出たということでありますので、これは大変良かったのではないかとこのように思っておるところであります。そういう

意味からもしましても、若者の定住には、Uターンとか、Iターン、また、地元の若者が行政の、行政が地場の企業への就職説明会を、機会をつくる必要があるかというふうにも思っております。組合用語にもありますように、「継続は力なり」という言葉があります。成果も必要であります、企業誘致と就職説明会を今後とも取り組むことを要望し、私の質問を終わります。

○議長(菅 健雄君) 一般質問を続けます。

11番村上和人君。

○11番(村上和人君) それでは、11番議席村上でございます。よろしく願いをいたします。

2点の質問をお願いいたします。

まず、合併地域活力創造特別対策事業についてをお伺いいたします。

合併後1年半となりましたが、周辺となった地域では、不便さや将来に対する不安がだんだん聞かれるようになり、大変心配をしているところでございます。この周辺部活性化事業に対する市としての今後の取り組みと、現在の進捗状況について、お伺いをいたしたいと思っております。

また、この事業については、合併後周辺部となった地域の不安をなくし、集落等が活性化するため立ち上げた県事業であります、この事業については、その地域の皆さんが主役となって、地域の将来を考えて、特に持続的な取り組みが必要であるということになっており、また、これを地域に立ち上げ事業化していくためには、受益者の負担があるわけでございます。

地域の要望等を聞き、市と一体となって事業策定をしていかなければならないというふうに思いますが、市としてのお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

次に、旧史跡、名勝等市内観光資源の活用について、お伺いをいたします。

市内、特に、中山間部には、数多く史跡等があり、新市振興計画では、観光資源として活用していくということになっております。今後の開発計画と、最近の市周辺地域の観光客の動向についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、昨今、豊後高田市といえば昭和の町といわれるように、今や、昭和の町は全国版の注目を集めるようになり、私たちども市民にとっては大変喜ばしいことでもあります。今後もこの期待に応えるべく努力をし、魅力のある昭和の面影を残した昭和の町商店街として、ますます多くの観光客を誘致していかなければならないというふうにも考えるわけでございます。

また、一方、従来、本市の観光と言え、六郷満山文化を引き継いだ仏の里国東半島という歴史的な文化遺産があり、また、この六郷の山々の景勝、六連峰と言われる山のうち、三連峰はこの豊

後高田市にあるわけでありまして、その景観地を中心に史跡や名勝が多く残されております。

本市において、この貴重な資源を活かした心の通う癒しの観光地として、他の地域には真似のできない個性的な観光開発をしていく必要があるのではないかと思います。そして観光の町として、いま注目を浴びておる、昭和の町と併せて観光開発を今後していく必要があるんじゃないかならうかと、そういうことにより、行き先長い観光地として、発展をしていけるのではないかというふうに考えております。

この2点について、市長の所信をお伺いをいたします。

○議長(菅 健雄君) 真玉市民センター長青野素久君。

○真玉市民センター長(青野素久君) 村上議員の、合併地域活力創造特別対策事業の真玉地域における活性化施策についてお答えをいたします。

真玉地域としてまず第1に考えなければならないことは、旧真玉町時代において、地域活性化対策の核として整備し取り組んできたものの、長らく経営が低迷しているスパランド真玉とヴィラ・フロスタをいかに軌道に乗せるかということにあります。

しかしながら、ご案内のように、これまでも鋭意努力いたしておりますが、なかなかうまくいってないことも事実でございます。

こうした中、スパランド真玉においては、今年初めに温泉旅館としてのイメージアップを図るために、宿泊棟の愛称を募集しまして、新たに「山翠荘」と決定したところでございます。今後はこの愛称にふさわしい施設づくりも検討していかねばならないと考えておるところであります。

また、ヴィラ・フロスタにおいても、運営主体を新たに豊後高田市観光まちづくり会社に変え、先日リニューアルオープンいたしましたところでもございます。今後、これらの施設に宿泊客をいかに増やすかということに、全力で取り組んでいかねばならないと考えており、また、こうした宿泊客が真玉地域に来ていただくことが地域活性化につながるものと考えております。

このため、遠浅の美しい真玉海岸を始め、自然豊かな里山など、真玉の地域資源やスポーツ、文化施設なども活用しまして、組み合わせながらスパランドやヴィラ・フロスタに泊まってもらうための取り組みも検討してまいらなければならないというふうに考えております。

議員ご質問の、県の補助制度の活用状況でございますが、17年度につきましては、ご案内のように、真玉庁舎の旧議場を活用しましたミニコンサートホールの整備に、合併地域活力創造特別対策事業費補助金をいただき実施いたしましたところでございます。そして、真玉地域の伝統文化であり

ます真玉歌舞伎が復活いたしまして、このミニコンサートホールを拠点としながら、現在活動しているところでございます。18年度につきましては、この復活しました真玉歌舞伎の活動につきましても、県の合併地域緊急支援事業費補助金が活用されることとなっております。

今後につきましては、新たに実施されます市の産業祭である豊後高田「よっちょくれ祭り」が本年度は、10月9日に真玉中学校をメイン会場として開催されます。この祭りは、春祭りの5月祭、夏祭りの長崎鼻サマーフェスティバルと並び、本市の秋祭りとして位置づけ真玉地域で実施してまいりたいと考えております。

また、貴重な地域資源である真玉海岸を再び二枚貝の宝庫にするために、干潟の再生にも関係団体とも協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

今後ともこうした地域活性化事業の推進にあたりましては、できるだけ県の補助金が活用できるよう、県とも協議しながら取り組んでまいりたいと考えておりますとともに、地域住民の皆さん方のご参加により実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 香々地市民センター長佐藤良雄君。

○香々地市民センター長(佐藤良雄君) 村上議員の、合併地域活力創造特別対策事業の香々地地域の活性化施策についてお答えいたします。

当地域は、以前より、海、山、また温泉との結びつきが強く、地域を活性化する上で欠かすことのできない重要な資源でございます。旧町より、それにまつわるイベントとして、春の夷谷仙境祭り、夏の長崎鼻サマーフェスティバル等が開催されてきたところであります。しかしながら、長崎鼻キャンプ場、海水浴場、そしてイベントも含めその運営が厳しい状況となっております。

このような中、新市建設計画にある海辺のふれあいネットワーク推進プロジェクトの中で、最も重要な施策であるブルーツーリズムの推進にあたり、その受け皿組織として、去る7月20日に、地元の漁協と商工会の連携の下、香々地漁業活性化協議会が設立されたところでございます。

現在、遊漁船の運航、かご網漁体験、ます網漁体験、たて干し網漁体験、地引網漁体験などのプログラムを試行し、また、これら事業の検証のためモニターツアー等を実施して、来年度以降の本格実施に向け各種課題の整理を行っております。この体験型観光が確立することによって、後継者不足に悩む漁業の活性化を始め、商工会青年部を中心とした地域リーダーの育成により地域の活性化が図られるものと思っております。

また、長崎鼻サマーフェスティバルにつきまし

ては、市の夏祭りとして位置づけ、今回地元香々地商工会を主体とした実行委員会の主催で行事内容も若干見直しをして実施しました。昨年より、多くの市民の皆さんのご参加をいただき、大変にぎやかですばらしい祭りでありました。今後は、海の長崎鼻、山の夷谷温泉の景勝を核にしなが、地域活性化に取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長桑原茂彦君。
○商工観光課長(桑原茂彦君) 村上議員の、旧史跡、名勝等市内観光資源の活用についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のように、本市は、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を有し、歴史と文化、生活、自然と、幅広い地域資源に恵まれ、史跡めぐりや町並みめぐり、里山歩きやマリンレジャー、また、郷土色豊かな伝統行事などに年間を通じて観光客の方々に訪れていただいております。中でも中心商店街の活性化策として取り組んでいる昭和の町が近年脚光を浴びるようになり、年間25万人余りもの集客効果を上げ、地域観光の新名所となっています。

また、ここ国東半島には中山間部を中心に、六郷満山文化が花開き、国宝富貴寺を始め多くの神社、仏閣、さらには、当地域特有の磨崖仏や石像仏など、人々を魅了する観光資源が数多く点在しています。このような、魅力ある観光資源を有効に活用し、本市への集客を促すため観光振興計画を策定いたしました。

この振興計画では、本市の観光、交流の新たな振興を目指すため、六郷満山文化、昭和の町、豊かな自然と人々の暮らしを理念に置き、千年ロマンに漂う日本の原風景、回帰する時間、景観、心をコンセプトとして捉え、魅力ある観光地形成の実現に向けた戦略と目標を定めたとところでございます。

また、この目標を達成していくために、広域モデルルートの策定や、着地型旅行商品の開発計画、受け入れ態勢の整備計画など、11項目の観光振興の基本となる計画をまとめておるところでございます。本年度より、この基本計画に基づき、観光マーケットに対応した競争力のある持続可能な観光地形成を図るため、昭和の町と貴重な六郷満山仏教文化史跡の双方を地域観光の礎として位置づけ、取り組みを進めているところでございます。

その一つ的手段として、地域資源の再発見調査や、テーマ性のある広域モデルルートの策定、グリーンツーリズムやブルーツーリズムの取り組みと連携した体験プログラムの策定など、地域の方々や実施主体のご協力を得ながら進めているところでございます。

今後は、山、里、町、海に、温泉、食といった集客力を秘めた魅力ある資源を最大限活用し、時

代や観光客が求める形に再編、そしてオンリーワンの地域ブランドとして構築を図り、新たな観光振興の展開に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 11番村上和人君。

○11番(村上和人君) この合併地域の活力創造特別対策事業ということに対しては、いろんな取り組みがなされているようで大変結構なことだというふうに思います。しかしながら、現在やっているところを聞くとですね、旧真玉のヴィラ・フロresta、それから温泉等はですね、前からあった施設の・・・というようなことにしか、なんか聞こえんようなことなんです、新たに、やはり地域周辺、特に周辺部にですね、どういうことを組み立てていくのかということに対して、私たちはちょっと期待をしておったわけなんです、まあこれは以前あったのを、もちろんこれは前向きに、なんですが、

(「真玉の・・・ちゃあどういう意味かえ、お尋ねします。」の声あり)

そらあ、まあちょっと、一般質問しちよるんだから、そういうことはあとで、

○議長(菅 健雄君) 私語は慎んで質問続けてください。

○11番(村上和人君) これはそういうことで、新たにですね、やはりそういう前向きな事業の取り組みというのがこれ必要じゃなかろうかというふうに思っておるわけでございます。

そして、また、これは合併をし、そして特にやはり周辺部としては、今まで近くにあった役場等が遠くなったということで、いろんな意味で地域の人が不安を感じておるといようなことのようにです。まあそういうことで、やはりこれは本当に地域の人が要望しておる、こういうことをしてもらいたいといような事業、やはりこれは掘り起こしていかなきゃならんというふうに考えておりますが、それには、地域の人がこれ手を挙げるのを待っておるんじゃなくて、市としてやはりもう一歩踏み込んでいって、地域にこういうことをしませんかとか、地域の要望をですね、聞きながらやっていかなきゃならんというふうに考えております。

まあそれに対しては、やはり市として立ち上げた事業に対して、これは県事業でございまして、県が3分の2出すと、の補助金を出すというようない応取り決めがあるようですが、これに対して市として、やはりこの事業に対する助成ができるのかどうか、そういうこともひとつお聞きをしたいと思います。

それと、もう1項、一方、旧史跡、名勝の今後の活用についてということですが、これは、やはりこのことについては、自然を壊さないような、

やはり仏の里というイメージを壊さないような、ソフトな開発ということが必要じゃなからうかというふうに考えております。

それにはいろんなやり方といいますが、いろんな考え方があると思うんですが、あるところでは、住民一人ひとりが観光資源にならねばならないというような本を読んだことがあります。これはどういうことかということと言いますと、やはり来た人にやはり優しくもてなしをすること、そして挨拶、時季的な挨拶、こういうことも地域の人が自然に出るようなそういう地域をつくるという、人材育成的なことになるかと思うんですが、そういうことが継続して長い息のある観光地をつくるための大きな課題であるというようなことを書いてあったことを思い出しますが、市としては、特にそうしたやはりハードな事業を取り入れるだけがこれは観光開発じゃなくて、そういう人材育成的な観光開発というもの、これは今後充分考えていかなければならぬのじゃないかというふうに考えられます。

あるところでは、行ったらおばあさんが、「まあ、寄りない」と、「お茶をいっぱい飲みない」と、これが大きな観光の集客力になったというようなことも聞いております。これが、やはりいま言われておるこの豊後高田市の昭和の町とつながるひとつの大きなこれは要件になるんじゃないかというふうな気がいたしております。

そういうことで、まあハード的な面ももちろん大事だと思うんですが、そうした人材育成的な観光開発ということをぜひひとつ考えて、今後この仏の里観光地として、豊後高田市の長い観光開発をしていただきたいというふうに思っております。

以上で終わりますが、先ほどの点だけ、2点ほどのことをご質問したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

(「議長、ちょっといいですか」の声あり)

○議長(菅 健雄君) 37番野上一郎君。

○37番(野上一郎君) いま、質問の中にですね、「ヴィラ・フロレスタとか、スパランド真玉の・・・」という言葉が出てきましたんで、その部分について削除していただきたいと思うんですが。

○議長(菅 健雄君) 11番村上和人君。

○11番(村上和人君) 11番村上です。大変失礼をいたしました。いま、野上議員、それから徳永議員からご指摘がありました。これは私のこれは大変失礼な言い方でございます。この分は削除させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。失礼しました。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 再質問につきまして、私のほうから答えさせていただきます。

どうも村上議員誤解をされているようですので、

まず第1に、合併地域活力創造特別対策事業というのを、なんとかして17年度やりたいということで、当時の振興局長奥塚局長と、県も市も一緒になって、市の職員もしているいろいろ探してみました。しかしながら、これは地元の人たちがどう働いてどう金を出すかという、そういう非常にハードルの高い、そして企業としてやっていけるかどうか、そういう問題でした。

結局、この西高振興局の中では、大田村さんが出るということがありました。そこの中、局長も非常に心配されて、なんとか大田村だけ出ていいかという、それで局長も動くし、私も職員も動いてしたけれども、なかなかそういうような話がなかなか市民の間から出てこない。これは、どこを整備してくれとそういう話じゃないですから、こういうような企業を起こそうという話、その中で出たのが、やはり先程佐藤センター長から言われた、漁協との組み合わせであった。あれはなんとかいけるんじゃないかというそういう中で、漁協の皆さんと話したけども、17年度はどうしてもやっぱやっていく。やはり自分たちの金を出して自分たちでやるということが第1の目標ですから、そういうことの中でなかなかやれなかった。

それで、最終的に高田がやったのは何をやったかということ、いま真玉の議事堂を直した。結局、民間で上がらずどうにもならない、なんとかしかし振興局長もやってあげたいと、我々もなんとかやりたいと、そういう中で出てきたのがあの問題なんです。そういう面で、どれくらい振興局長もこの高田でこの活力創造特別対策事業をやってこうということやったかわかりませんが、その起しができなかった。まあそのほかにも、こういう事業やったらどうですかという話も声かけたところも、ブルーツーリズム、それからグリーンツーリズムの話もありましたけれども、ただ、自分たちがどれくらいどうしてやるかという、その計画をどうまとめるかということができなかった。そして、また県に聞いてみますと、それでもハードルが少し低かったんじゃないかという話になってる。今年はまだハードルは高いんじゃないかと。

それが1つと、もう1つの話はたぶん調整費の話言ってるんだと思ひますが、これは、そこ辺のものの中で、2分の1の県の補助金を出そうと、それはまたちょっと違った部分があります。そういう面の中ですけれども、もう1つのが、その県も面白いと思ひます。

市の市と話もせんのを県が補助金出すと、それに市は補助金を出すかどうかという話は、これはちょっと県も行きすぎだと思ひます。だから、そこら辺のもので市とよく話をし、振興策としていいのなら、我々出せるとか出せんとかという問題

じゃありませんし、頑張っってやっていこうという、振興策については何とかやっていこうと。ましてや、地域特に、真玉、香々地については、何とかあげようというのが私の気持ちでありますし、だから、夏祭りは長崎鼻で、そしてまた秋祭りは真玉で、それもそば祭りも入れ、そしてまた夕陽コンサートも一緒にするかとか、だから、17年度観光の補助金が多いと、イベントの補助金というのは、ほとんどが随分、香々地、真玉には行ってる。ただ、今回の中でも、県の調整費ももらってるのも、真玉、香々地のイベントには行ってます。そういうことでやってると思いますし、私もそのハード、市は金がありませんから、いかにソフトでやっていくかという、ハードでいろんなものをやれば一番いいんですけども、やはり、いま現在金がない、この5年間を何とか我慢すればということの中で、これからの質問の中でお答えすると思いますけども、5年間はやはり維持管理的なもので頑張っっていこうと。1年に4億ずつ落とすとしていくわけですから、4億というのは真玉、香々地の税収を合わせた金額を毎年落としていくというのは、並大抵のことじゃないと思っております。そういう面で、まあソフトでなんとかやっていこうというのが私どもの考えであります。

そういう面では、それから人材育成、これについても、いま高田ほどやってるものはないと思っております。だから、そばの職人作りもそうですし、接遇、ただ、来てくれるかくれんか、商店街の人、そしてまた観光をやっている人たちにも、接遇から、それから経営、いま、商工会議所の中でいろんなものをやっています。なかなか集まってくれない。それは国の厚生労働省の予算をもらってやってるわけです。そういう面では、私は人材育成的なものをこれほどやってるのは、小さな市ではうちだけではないか。

それから、挨拶の話が出ましたけども、昭和の町で一番いいというのは何かというと、高校生、中学生が挨拶をするという話です。だから、私はいま健全育成等においては、子どもが挨拶するんだから、大人が先に声かけましょうという話、そういうことで、私もそういう面では村上議員に賛成で、なんとしても子どもに挨拶せよというんじゃなくて、大人が挨拶する。子どもが挨拶する前に、大人が「おはよう」と言ってくる。そうすれば子どもも挨拶するようになるだろうと。そういう面で、いろんな面では同じですけども、ただ、やはり皆で頑張っっていかなきゃならんだろう。

そしてまた、その活性化について地域の人がやるうとすることについては、私はできるだけそういうものについてはやっていこうと。道路改良はやらんでも、皆様方の地域産業振興のためにはやっていって、5年過ぎたら道路改良やりゃいいじゃないと、そういう気持ちでおる次第であります。

す。

そういう面で、そういうものの中で、いまそのいろんな活性化、観光、やはりスパランドの場合は観光の中心だと私思ってます。宿泊施設、高田に観光に来て、宿泊をしなければなんにもならないというそう思ってますし、そして現在は、拝観観光がどんどんもう廃れております。そういう面では、体験研修、体験観光というもの、そういうものになっていくんだと思っております。そういう面の中で、皆さんと相談しながら、いい観光地、すばらしい観光地だと、この合併によって県下でも有数の観光地になったと思っておりますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 11番村上和人君。

○11番(村上和人君) どうもありがとうございます。

それでは、最後にもう、これは私がいまこの周辺部事業等に対するこれは質問したわけですが、実は、私はこの事業の最初ですね、県の説明会に行ったときに、どんな小さなことでもいいから、地域がやはり活性化するような形で、それを1つの地域だけじゃなくて、旧真玉、香々地において連携をしたそういうその取り組みができれば、地域集落ごとのいろんな取り組みにもいいというようなことを聞いておりました。そういうことで、大きい事業じゃなくて、そういうその集落ごとのいろんな小さな取り組みもこの事業でできるんじゃないかというような気がいたしておりました。そういうことで今の質問をしたわけで、決して市長さんが言われるような、私は勘違いをした気持ちで言ったんではございません。だからそういう小さな集落的な結びつきといいますか、集落的な小さな事業をずっと連なって立ち上げるというようなことができるんじゃないだろうかというようなことの意味を申したわけでございます。

そういうことで、これは本当にハード的な事業だけということになりますと、どうしても負担金、受益者負担があるわけで、とても大きい金でできるわけじゃございません。そういうことで今の質問をしたわけでございます。そういうところは幾分ちょっと私の言い足りなかったこと、言い過ぎたことがあったのかもしれませんが、そういうことの意味でこれは申し上げたわけで、まあ本当にそういうことで生産的な小さなグループあたりが立ち上がるのであれば、私はこれはありがたいなというふうなことの意味でございます。

そういうことで、今後に対するこの観光資源の開発、立ち上げ、こういうことも本当にこれは、もちろんハード的な面も大切だと思いますが、そうした心の通う仏の観光づくりということを私は期待をしており、またそういう面で今後の豊後高田市、昭和の町と結びついた観光集客ができれば

9月13日

というふうなことでございますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

24番近藤今朝則君。

○24番（近藤今朝則君） 24番近藤今朝則でございます。通告に基づき一般質問を行います。

新市になって早くも満2年を迎える、私ども議会としては、合併議員在任特例による、在任期間の余すところ半年に満たない、いわば12月開催の第18回、第4回の定例会を残すのみとなり、私としては、貴重な3期目の任期を全うする責務の上に立って、常に市民生活の現実直視の政治姿勢を貫くために、毎回欠かさず一般質問を行い、市民とともに開かれた政治、生活者の視点での政治の場としての、より見える市議会を目指し、信頼される市政の実現に向けて献身的に活動することが自らの何よりの責務であるという認識の下、今回もつたない質問ではありますが、次の3項目について、市長ほか関係者に質問いたします。

質問の第1は、食育推進基本計画等の取り組み推進問題としての本市食育推進計画の作成及び具体的な取り組み推進についてであります。

昨年7月施行の食育基本法では、目的を食に関する知識と食を選択する力を身につけさせ、健全な食生活を実践できる人を育てることを定義とし、この法律ができた背景には、朝食を食べない子どもの存在など、食生活の乱れへの危機感が大きいことの改善が急務とされてのものであります。同法に基づく、2010年（平成22年度）を目標年度に今後5年間の食育運動を進める指針となる食育推進基本計画も本年3月末に決まり、同基本計画では、都道府県や市町村でも食育推進計画の作成を呼びかけると同時に、この5年間に朝食を食べない小学生の割合をゼロにするなど、9つの数値目標を掲げ、官民一体で国民運動として取り組むことを盛り込んでいることに加え、さらに、食育の国民への浸透を図るため、これまでの毎年1月と決めていた食育月間を、今年度から6月に移すとともに、運動を継続的に展開し、一層の定着を図るため、毎月19日を食育の日と定めるなど、問題は各段階での推進体制作りにかかっているなかで、大分県は、本年度からスタートした食育推進計画で、食料生産の意義について県民の理解を深めることを柱に掲げ、これに併せて県民の食育を普及する食育推進ボランティア制度も大幅に見直し、食生活の改善指導を中心とした従来のボランティアの役割を、食料生産や地産地消の意義の啓発に資するとするとともに、子どもの頃からの食育を推進するために、学校現場での指導に一層力を入れるというようなことでありますが、本市としても、国の食育基本計画及び県の食育推進計画に基づき本市食育推進計画の作成及び具体

的な取り組み推進こそは急務であります、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、県との連携強調の検討事項の問題についての、第1点の桂川改修事業、及びふるさと川のモデル河川整備事業の早期実現方促進についてであります。

本件については、平成17年第2回定例会において、建設課長の答弁では、ふるさと川のモデル河川整備事業については、県と市において整備計画を策定し、平成5年5月に当時の建設省河川局の認定を受け、現在までに、小田原地区を中心とした地域について、平成12年3月に基本計画が策定され、部分的に用地買収もなされてきたところであるが、近年の景気低迷と公共事業抑制等により、当初計画より大幅に進捗が遅れているが、今後においては、早期完工に向けてはもちろん、河川敷買収地の荒廃化防止についても県に働きかけを行ってまいりたい。また、佐野地区の引瀬橋から折渡橋にかかるジョギングコースとの整備についても、これは全体計画には盛り込まれていないので、こうした問題解決も含め、本事業の推進について、再度県へ働きかけていきたいということですが、これらの県との協議経過と、今後の見通しについてお伺いするとともに、とりわけ、現実問題として、佐野地区の、折渡橋上流の引瀬橋の間に係るジョギングコースについては、当該河川改修工事がモデル河川の指定と相俟って、当初計画に基づく大村公園エリアとしての河川敷を含めた良好な水辺空間の整備に向けての工法、例えば河川敷堤防道路の幅員5メートル、延長約500メートル余の完了、そして河川への諸者進入の傾斜路2箇所及び歩行階段施設2箇所等が完備されるなかで、当該施設に係る河川堤防及び引瀬橋、折渡橋にかかる河川堤防道路法下は石積み工法であるが、他の堤防道路、ジョギングコース全体の堤防は、巢掘り工法の土羽であり、しかも堤防道路のジョギングコースは、バラス道のままの現状であって、適切な維持管理、利用安全の上からも、これが当初計画のモデル河川の大村公園エリアとしての必要最小限の道路舗装の整備こそは急務であります。

特に、この大村公園エリアは、何を言っても、河内小中学校の校歌でも親しまれる通称城山鞍懸城址の麓でもあり、また、本市を標榜する日本三叡山の一つの西叡山の峰を仰ぐ絶勝地のまさしく母なる川として、現況は新設引瀬橋100メートル余の上流には、昔ながらの馴染み深い築があり、その上流には地域農業を支える揚々たる沖田井堰、さらに、市民生活に不可欠の上水道佐野水源地、その対岸には、昔を語る水車跡地など、加えてモダンな引瀬橋の袂には、古来をしのぶ鞍懸城跡の麓、市道矢原線の旧トンネル跡の景観をなす岸壁

と、見るべき一連の岩松、そして由緒ある保食宮の市指定文化財の石造橋や、恒久平和を願う河内地区戦没者慰霊碑、佐野地区農業のさらなる発展、創造を祈念しての佐野地区ほ場整備事業完工記念碑、また先人辛苦の長距離にわたる鞍谷隧道井堰完工記念碑、なおまた、昔も今も通称お接待でなじみの弘法大師の立像、さらに周辺には、県指定文化財の瓦窯遺跡など、ことに、何よりも当該河川は、鞍懸城跡の下の一連の岩盤が河床とあって、古来にわたる水流の自然環境とされる円形の穴、通称亀穴、亀の穴とも言われていますが、言われる水溜りが各所に見られ、なお見るべき畳十畳敷き余の巨大な不動の平石など、まさに自然観察の場としても、またその一帯の支流は最適の釣堀場所でもあり、かつては、本市田園空間構想整備事業計画の河内地区ゾーンでもあり、それだけに現在、地域住民の安らぎや憩いを提供する、自然環境の豊かな場所として、流域住民団体等により当該河川道路等の清掃美化活動を始め、河内小学校児童による、環境省の提唱する子どもエコクラブ登録団体として、昨年度は、通学路の河川のごみ拾いや、環境問題を啓発する新聞を配って地域に配るなど、本年初めには、河内エコクラブ18の児童と保護者、教職員が、通学区の当該河川、桂川河川新設の河内大橋沿いの県道豊後高田安岐線脇に「生き物の命を守ろう」と書いた手作りの看板を設置する取り組みや、河内中学校教育センター主催の河内ごみゼロ運動として、河内地区内の清掃活動を通じて地域の子どもと大人と一緒に活動することにより、子育ての連携づくりや、地域全体のコミュニケーションを図る取り組み、さらに、佐野地区老人クラブ佐野養生会の通常の会後におけるごみ拾い清掃活動など、いまや、大分県が提唱する水辺を遊びや教育の場として活用する水辺の学校に匹敵する最適地とするために、現に意欲ある地域ぐるみの拠点づくりとして、地域住民の参加による「佐野大村公園つくる会」を組織し、現在では、当該河川敷堤防の草刈清掃活動や、花いっぱい運動の取り組みの中で、年間を通して堤防一面に四季折々の菜の花、カンナ、コスモス、スイセン、ヤマブキ等、要は花を育て楽しむことで地域の一体感が生まれ、活性化につながることを目指して努力している現状を踏まえても、何はともあれ、今こそ、自助、互助、公助の連携の下、言い換えれば地域の諸問題について、市民と行政が信頼しあうパートナーとして、互いの特性や役割を尊重し、対等かつ自由な立場で共に考え、連携協力して行動する、すなわち市民協働の取り組み一環としてもこれが必要最小限のジョギングコースとしての道路舗装工事の早期実現を図るべきことでありますが、この見極めについて、お伺いいたします。

次に第2点の、県道美和佐野線道路の早期実現

方促進についてであります。

本件については、平成17年第1回定例会において、建設課長の答弁では、本路線は豊後高田国東線から大分北部中核工業団地を経由し、豊後高田安岐線へ連絡する一般県道へ昇格認定されたものであり、すでに豊後高田国東線から工業団地までの間は、事業実施済みとなっているが、工業団地から豊後高田安岐線の間については、現在のところ、詳細な実施計画等はできていないが、企業誘致を推進する上で重要な路線でもあり、今後とも引き続き早期実現に向け県に要請してまいりたいということではありますが、現に、本路線の終点佐野地区県道豊後高田安岐線までの計画路線も、道路法第18条の規定による路線の認定に合わせ、当時の建設省令の定めによるところにより、遅滞なく道路区域の決定もなされ、道路幅員12メートルから16メートルで、延長3,760メートルなど、また、これを表示した図面も道路管理者の事務所で一般に縦覧に供されてきた。これが県道昇格認定の継承経過を踏まえ、要は工業団地から、佐野地区の間の現地は、林道や里道等を形どるようなことでなく、全く路線引きのない新設路線であるだけに、何よりも地元関係者の深い理解と協力を得るためにも、これが路線引きの実地測量等、早期実施計画の自立と、早期完工に向けてのその後の県との協議経過と、その見通しについてお伺いいたします。

次に、第3点の急傾斜地崩壊対策事業の取り組み推進についてであります。

本件については、平成17年第2回定例会での建設課長の答弁では、本市全体の急傾斜区域内における同事業箇所数は、平成16年度末現在で、合計109箇所となっており、そのうち施行済み及び施行中の箇所数は49箇所、内訳として、国庫補助が28箇所、災害関連緊急事業は9箇所、県単独事業が12箇所となっているが、急傾斜地崩壊対策事業の趣旨から、未施工箇所については地元住民の要望も強いことから、早期施工に向け県等へ働きかけを進めてまいりたいということではありますが、今後における実効性のある各年次別計画の樹立に向けての見極めについてお尋ねするとともに、現実問題として、国庫補助対象事業では、人家10戸以上、30メートル勾配の5メートル高以上の急傾斜地が該当し、これに該当しない5戸以上、30度勾配、3メートル高以上で、人命に危険を及ぼす恐れがある地域は、県単独事業対象地域として実施される。人家5戸以下は、市の単独事例で実施をする制度の中で、要は同一急傾斜地指定地域内でも、国庫補助対象事業は実施されても、県単独事業は該当地域が多く、毎年度予算枠の拡大確保が思うに任せないのが実情であり、まして、市の単独事業については、その取り組みすらできていないことの中で、今般、本市

急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例が制定されることは、同一急傾斜地指定地域内の取り組みの公平を期する上だけでなく、災害はいつ起こるかかわからないことだけに、当然現行制度の国庫補助対象事業、県単独事業とともに、本市単独事業としても積極的に取り組むべきことであります。

そこで、これまでの急傾斜地指定地域内の未施工地区の今後における実効性のある各年次別計画の見極めこそは急務であり、とりわけ再三にわたっての河内地区の平ノ下、野添の一部、丸山西川地域については、県単独事業対象地域として、特に野添の一部は、由緒ある鞍懸城址とされる通称城山の西側集落の一部として、当該地域の国庫補助事業対象分の事業完了後から10数年が経過している現在においても、県予算確保の中で放置の現状であり、また、平ノ下地域は、当該城山の東側の集落として対照の一連の現状であり、また、丸山西川地域は、ふるさと林道豊後高田山香線道路真下の集落で、尾根は山崩れや土砂の流出を防ぐ保安林指定地域で、当該道路新設以前は、山林伐採によって、俗に言う山潮が発生したこともあって、現在は、2箇所治山施設があるものの危険は免れない現状であることから、早期施工に向け、県に対し粘り強く働きかけるとともに、市単独事業としても、急傾斜地指定地域内の早期解消を図るべき努力をすべきことでありますが、お伺いします。

最後に、質問の第3は、教育行政の問題としての昨年度より実施の「大分教育の日」の取り組み一環としての、本市管内各小中学校の毎月公開授業などの実態と今後のさらなる取り組み推進、及び本年度県下一斉学力テストの結果公表の分析に基づく授業改善等の取り組みについてであります。

まずは、昨年度より実施の「大分教育の日」の取り組み一環としての、本市管内各小中学校の毎月公開授業の実態と今後のさらなる取り組み推進についてお尋ねするとともに、さらに、昨年度から公表してる、小学5年生と中学2年生を対象に本年度4月に行った、本年度の基礎・基本の定着状況調査に基づく結果について、各教科のすべての評価項目で目標値を上回った学校名などを今月発表される予定の中で、先の県下郡市別の教科別偏差値平均の速報によると、県全体では、小5の算数と中2の国語、英語が昨年度を上回り、中2の国語と英語は全国平均51も上回るなかで、郡市別の偏差値平均では、昨日の市長提案理由説明のとおり、本市がすべての学年学科で全国平均を上回った結果こそは、まさに教育のまちづくり推進を提唱し、子育て支援の充実や学びの21世紀塾等に取り組む機運がより高まる成果にほかならず、このようなことは、県教委、義務教育課も、偏差値平均の高い地域は、地域や家庭を巻き込んで独自の学力向上を施策に取り組むほか、各種の

研究指定校に名乗りを上げている学校が多い、よい部分を各郡市で取り入れてほしいと、他地域の成功事例を参考にしよう求めているようなことは、まさに先駆的な取り組みの本市の何よりの誇りであります。今後とも学校、家庭、地域の三者が一体となって、今こそ求められる真の基礎・基本の学力とされる、まさしく教育のまち豊後高田市にふさわしい、言うなれば、何よりも、知、徳、体の力を身につける、あくまでも21世紀を担う人間性豊かな児童生徒の健全育成に向けてのより一層の取り組み推進に尽力すべきことでありますが、お伺いいたします。

以上、市長ほか関係者の明解なる答弁を求めるものであります。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 近藤議員の、教育行政に関わります2点の問題にお答えいたします。

まず、食育推進計画に關します幼稚園、小中学校での取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘のように、教育委員会といたしましても、食育の重要性を認識し、各学校において食の指導を実施しております。先の6月定例会の明石議員のご質問にご答弁申し上げたとおり、昨年7月に制定された食育基本法や今年5月に大分県教育委員会が作成した「食に関する指導の手引き」を基に、学校、家庭、地域が連携して、幼児、児童生徒に望ましい食習慣や、食に関する自己管理能力を身につけさせることで、生きる力の育成を目指して具体的な取り組みを行ってきました。

まず1点目は、食育基本法の中に、栄養教諭制度の創設が規定されており、大分県でも来年度学校に栄養教諭を配置する計画があります。この配置計画に伴い、今年度、食に関する指導の実践研究校に高田中学校が指定され、学校栄養職員を中心に全教職員で実践授業や食に関するアンケートの分析を通して、食習慣の改善に向けた取り組みを行っています。

2点目は、学校栄養職員を中心とした教職員による食育の指導であります。

食育を国民的な運動にするため、6月を食育月間、19日を食育の日と定めた関係から、昨年度までは1月下旬の給食週間に実施していた食育の指導を年間を通して行うよういたしておりますし、早速6月には、河内小学校や桂陽小学校で、学校栄養職員を招聘し、「野菜のパワーや給食を残さず食べよう」等についての授業を行ったり、朝食の意義等について、保護者を対象とした講演会を行いました。

また、今年度の家庭教育学級は、真玉小学校保護者を対象に行っていますが、その第1回で、食の講座を行いましたし、各学校におきましても、年間を通して食をテーマにした授業や講演会を実施しているところであります。

3点目は、地産地消の取り組みであります。この取り組みは今年で3年目を迎え、旧香々地町の4つの小中学校で実践を行っています。

毎月1回「ふるさとの日」を設定し、その日の給食はできるだけ地元産の野菜や海産物を使った献立にし、食材の紹介や生産者の思いを記載したチラシを作製することで、児童生徒及び保護者に地元産の食材の良さを伝えています。

また、キウイフルーツの授粉やアスパラ、ナバナ等の収穫体験、団子汁やフルーツ寒天などの郷土料理実習、さらに、生産者を招いての給食試食会などを通して郷土の食文化を学んだり、地域の方々との交流を深め、地場産の食材に関心を持つ機会を設けています。今後も学校と家庭、地域が連携して、地産地消の考えの下に、児童生徒の食の指導に取り組んでいきたいと考えております。

次に、教育行政に関わります基礎・基本の問題でございますけれども、議員ご指摘のように、本市は重要施策の1つに教育のまちづくりを掲げ、地域に開かれた特色ある学校、園づくりに取り組んでいます。

とりわけ、各園、小中学校において、月1回の学校公開日を設定し、保護者や地域の方々に授業風景や学校行事を参観していただき、現在の学校の様子や、園児、児童生徒の活動を見ていただいております。このように学校に足を運んでいただくことにより、教職員の意識変革、児童生徒の学習意欲の高揚が図られるとともに、地域に親しまれる学校へと変わっていくと考えられます。

また、保護者や地域の方に琴や習字、本の読み聞かせ等、学習サポーターとして指導にも当たっていただき、感謝申し上げる次第であります。

今後とも、地域の学校として、保護者や地域の方々の協力をいただき、特色ある学校、園づくりを推進していきたいと考えています。

次に、学力の問題についてでございますけれども、今年4月、小学5年生と、中学2年生を対象とした基礎基本定着状況調査が県下一斉に実施され、先日その結果が公表されました。議員ご指摘のように、好成績を収めることができましたのも、校長のリーダーシップの下、全教職員の熱心な指導と、保護者、地域の方々の支援協力により、児童生徒の学習への意欲が高められての成果だと考えています。

議員ご指摘のとおり、本市で多くの園、学校が研究指定を受け、園児、児童生徒の指導に役立てる研修を行っています。また、学びの21世紀塾や、小中連携事業等先駆的な取り組みにも挑戦しています。

このような研究指定や独自の授業を通して、最も変わったのは教職員の意識だと考えます。基礎学力をつけるための時間の確保や、個に応じた指導を行うための指導方法の工夫等が児童生徒の学

習意欲の向上にもつながったものと思われま

す。もう1つは、日々の校長の授業観察です。観察を通して気づいた点を教師に伝えることにより、授業力がアップしたとも考えられます。

各学校におきましては、今回の結果を分析し、先月開催した学力向上会議の中で今後どのような指導を行うかの提案を行い、会議に参加した保護者や地域の代表の方からの御意見をいただいたところです。

ところで、私は学力問題を論じるとき常に述べていることは、学力と心の教育は車の両輪であり、バランスよく指導することが大切であるということです。ですから、今回の結果は大変すばらしいことではあります。命の大切さや自他を思いやる心の育成等にも力を注ぐよう校長会等あらゆる機会を通して教職員に指導し、実践しているところでもあります。

また、昨年度の基礎・基本定着調査の結果から、学力と基本的な生活習慣には相関関係があるという結果が出ており、早寝、早起き、朝ごはん運動を含めた基本的な生活習慣を身につけさせる取り組みを行っています。

先程食育のところでも述べました高田中学校でのアンケート調査でも、朝食の摂取や、早寝、早起きと学力とは、相関関係があるとの結果が出ており、期末PTAの際に、保護者への働きかけを行ったとの報告を受けています。

また、他の学校においても、基本的な生活習慣実態調査を行い、児童生徒の生活実態を把握し、指導に活かすとともに、早寝、早起き、朝ごはん、と書いたプリントを家庭に配布したり、生活ノートを通して、児童と保護者が一緒に生活習慣を振り返る機会を設けることで、保護者に常に意識してもらい取り組みを行っており、学力を身につけるうえでの基礎に当たる基本的な生活習慣を身につけさせる取り組みも保護者と連携して行っています。

今後におきましても、知、徳、体のバランスの取れた児童生徒の育成に全力で取り組むとともに、保護者、地域との連携を密にし、教育の町の推進に一層努力する所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 近藤議員の、食育推進のご質問で、子育て・健康推進課が所管する食に関する具体的な事業についてお答えします。

本市では、平成15年3月に、「健康プランいきいきぶんご高田21」を作成し、食に関する取り組みをその1つに掲げ、市民の健康づくりを支援しているところでございます。

具体的には、妊婦や乳幼児を対象とし、各種健診などの場を通じ、栄養、食生活指導を行っております。また、壮年期、高齢者を対象に、生活習慣病予防、低栄養予防を目的とした、各種講習会等を豊後高田市食生活改善推進協議会と協力して実施しております。特に、本年度におきましては、これらに加えて40歳以上を対象に、住民健診の結果等を基に、糖尿病予備軍に該当する方々を選定し、国保ヘルスアップ事業として、運動や食事の改善指導を推進しております。

本市といたしましては、市民一人ひとりが生涯を通じて、心身ともに健やかで望ましい食生活を実施できるように各世代に応じた取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長（奥田秀穂君） 近藤議員の、県との連携協調の検討事項の問題についての3点のご質問にお答えいたします。

最初に、ふるさとの川モデル河川整備事業の早期実現方促進についてのご質問にお答えいたします。

ふるさとの川モデル河川事業につきましては、県と市において整備計画を策定し、平成5年5月に当時の建設省河川局の認定を受けたものであり、平成12年3月に小田原地区を中心とした地域について、基本計画が策定されたところでございます。

しかしながら、近年の景気低迷と公共事業抑制等により、当初計画より大幅に進捗が遅れるものとなっております。

議員ご指摘の、引瀬橋から、折渡橋にかかるジョギングコース等の整備につきましては、全体計画には盛り込まれているものの、当地域の整備基本計画等は、未だ確定しておりません。

また、現地は、河川堤防の維持管理用の通り道となっております。本通り道については、兼用道路とする場合、管理者である県の許可を得るため、転落防護柵の設置等諸々の整備が必要となります。

こうした課題解決も含め、地域の活動拠点として活用ができるよう、本事業の推進について、今後とも県へ働きかけていきたいと思っております。

次に、2点目の県道美和佐野線道路の早期実現方促進についてのご質問にお答えいたします。

本路線は、県道豊後高田国東線から大分北部中核工業団地を經由し、県道豊後高田安岐線へ連絡する一般県道へ昇格認定されたものであり、すでに豊後高田国東線から工業団地までの間は事業実施済みとなっております。

議員ご指摘の、工業団地から豊後高田安岐線の間につきましては、既存道路を用いるものではなく、まったくの新規路線であり、現在のところ、詳細な実施計画等はできておりません。しかしな

がら、本工業団地の南北を走る主要地方道を結ぶ本路線は、さらなる企業誘致を推進する上で重要なものと考えておりますので、今後とも早期実現に向け、引き続き県に要請してまいりたいと思っております。

3点目の、急傾斜地崩壊対策事業の積極的な取り組み推進についてのご質問にお答えいたします。

全国各地で予期せぬ災害が発生する今日におきまして、災害対策事業の持つ意義は大きいと言えます。

とりわけ、急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命等を保護するため、一定の要件を満たす区域を指定し、崩壊防止工事を施工する重要な事業でございます。

本市におきましても、県との連携を図るなかで、国庫補助事業及び県単独事業を活用し、災害未然防止に取り組んでおりますが、全体の急傾斜地指定区域内における未施工箇所は、ただ今ご指摘のあったとおり、ご指摘のあった箇所も含め少ない状況でございます。

歳出削減が続く県財政状況の下で、比較的対象の多い県単独事業の実施枠も限られることから、地元の総意による緊急性の高い事業要望につきまして、今後も引き続き県に強く働きかけてまいりたいと思っております。

また、今回提案しております市単独事業につきましても、災害対策事業の一環として活用できるよう努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 24番近藤今朝則君。

○24番（近藤今朝則君） ただ今の教育長さん、それから関係課長さんの答弁によりまして、もう充分理解できますし、執行部としてのできる限りの努力をされておるといことはわかるわけでございます。

そこでまあ2点だけですね、その中でさらに要請をお願い申し上げたいと思っております。

ふるさと川のモデル河川の、特に佐野地区の引瀬橋から折渡橋にかかるジョギングコースの整備につきましてはですね、これはあくまでも河川管理者の県との協議の詰めを急ぎましてですね、まあ道路整備、詰めに急ぎまして、あくまでもこの際はふるさと川モデル河川指定に係る県市の責任上の問題として捉えて、早急にジョギングコースとしての道路舗装工事の施工について対処していただくよう要請を申し上げまして、これはあくまでも事業主体は県でありますので、答弁を求めません。よろしくお願いたします。

それから、教育長さんの、教育行政の問題について、私なりに、私はここに改めて、先駆的な取り組み推進の、教育のまち豊後高田市にふさわしいあくまでも知・徳・体の力を身につける、言い

換えれば、いま求められる基礎・基本の学力とは何であるのか。生きる力なのか、学ぶ力なのか。ややもすると、ただ目の前のテストの数値結果が上がればそれでいいと。学力一辺倒のあり方であってはいけないと思うし、特に全国一斉の学力テストが来年度から小中学校で実施される状況下であって、学校現場では期待と不安が交錯するなかで、ことさらに、本市が提唱する、教育のまち豊後高田市としての誇りを持った粘り強い取り組み推進に向けて、今後とも学校、家庭、地域が一体となって尽力すべきであることをここに重ねて要請いたしまして、答弁は求めません。

これをもって私のすべての質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

22番山本博文君。

○22番（山本博文君） 22番山本でございます。

乗合タクシーについて、質問をいたします。

市報豊後高田8月号によりますと、9月30日をもって市内の路線バスの一部が廃止されます。10月2日からは、路線バスに替わり、現在路線バスが運行されていない地域も含めて、乗合タクシーが運行するようになります。利用料金は1回300円と掲載されておりました。

これまでバスを利用された都甲、田染、上真玉の方にとりましては、バスの運行が廃止されますと、日常生活にも支障を来すところでありましたが、バスの運行と同時に乗合タクシーが運行されるようになり、喜んでいることと思います。

無料の患者輸送車が運行されておりました地域、香々地を例にいたしますと、以前、夷・高田の路線バスが運行されておりましたが、過疎化、高齢化が進行して利用客も減り、バス会社の採算が取れなくなり運行が廃止となりました。国道213号線にはバスが運行されております。夷から香々地のバス停、小畑から堅来のバス停まで約10キロ前後の距離がございます。車の運転できない方は、この道を歩いてバス停まで行き、そこからバスに乗って目的地まで行っておりました。帰りはバス停から家まで歩いて帰ります。若い人でも大変なのに、お年寄りの方にはどんなに大変であったかわかると思います。

このような地域をこのまま放置できないと、旧香々地町では無料の患者輸送車を運行するようになりました。バスも通らないこのような地域は、お年寄りだけの家庭も多く、無料の患者輸送車が廃止になりますと、通院の必要のあるお年寄りの足がなくなり、健康や日常生活にも不安を感じる事となると思います。弱い立場にあるお年寄りの足として、地域の衰退をさせないために、20年近くも運行されて来た患者輸送車をなぜ有料のタクシーに変えなければならなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

路線バスが運行されている都甲から高田、田染から高田、上真玉から真玉までの運賃と1日の乗客数、そして、バス会社への補助金、来月から運行される乗合タクシーの都甲、田染、上真玉の1日の乗客予定数と年間の運賃収入、併せてタクシー会社との契約金額、無料の患者輸送車が運行されている夷、小畑、横山の1日の乗客数、1年間の運行経費、香々地分、臼野分でお願いいたします。

乗合タクシーに変わったとき、この路線の乗客予定数と、年間の運賃収入、タクシー会社との契約金額について答弁をお願いいたします。

○議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 山本議員の、乗合タクシーについてのご質問にお答えをいたします。

地域交通対策事業につきましては、昨日の議案質疑で山田議員にご答弁申し上げましたように、市内全域に住民の通院や買い物等の日常生活における移動手段を確保するために、公共交通として乗合タクシーを導入するものであります。

患者輸送車は、公共交通が存在しない地域において、通院等のための輸送を行うものでありまして、公共交通が運行されている地域での重複運行は想定はされていないものであります。

また、地域公共交通事業による乗合タクシーの運行は、利用範囲及び目的を限定した患者輸送車よりも、利用者の利便性は向上するものと考えておりますので、試験運行期間ではありますけれども、重複しての運行は困難でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、各路線の詳細の、各現行のバス路線の詳細の運行人数その他のことにつきましては、質問時にございませんでしたので、いまちょっと答弁をいたしておりません。ご了解をいただきたいと思います。

○議長（菅 健雄君） 22番山本博文君。

○22番（山本博文君） 運行回数を通告していないということですが、これ、交通体系の実態調査したときに、これだいたいこういうことはわかったんじゃないですか。それと同時に、その運賃、これタクシー会社との運賃の契約というときには、だいたいどれくらいの乗客があるかということ想定して予算を組まないと組めないと思うんですけど、こういうことはなかったのか、お伺いします。

質問が3回しかございませんので言わせていただきますと、私の計算では、いま、香々地、夷、小畑線を運行している年間の経費が234万、今のバスでかかっておりますということでございます。はっきりわかりませんが、だいたい想像で、想像では悪いですかね、一応私の調べた範囲ではそ

ういう具合になっております。

それで、もしこのタクシー会社との契約が1日7回運行して、1万8,550円ということで、これを年間、昨日いただいた資料によりますと、香々地の場合が、夷2回、小畑2回で週4回になります。これを月、週4回に計算いたしますと、そのタクシー会社の支払いが356万1,600円になります。これは、私の家の前を夷からとか、小畑から来た患者輸送車が通っておりますので、いつもだいたい見ておるんですけども、1日平均して、小畑が3~4人ぐらいですかね、で、夷が10人前後あると思います。2つ合わせて17~18ですかね、20と見て、半分に見て10人にした場合にはだいたい、年間の運賃収入が115万2,000円になります。合わせますと、市の持ち出しが240万近くで、さっきも言いましたように、今の患者輸送車が234万で、かえって乗合タクシーを出したほうが市の持ち出しが大きくなると思うんですけども、住民のためには、この料金を要らない無料の患者輸送車のほうがお互いに助かるのではないかなと私は思っております。

だいたい資料ございませんので、香々地だけ対象にいたしました。以上でございます。

こういう件について、どういう具合にお考えか、お聞かせください。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 山本議員の再質問にお答えを申し上げます。

路線バスの補助金、その他につきましては、昨日の山田議員の議案質疑でご答弁を申し上げましたとおりでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、対象者が異なる患者輸送、それから運行便数、停留所に違いがあります患者輸送と、市民乗合タクシーの一元的な比較はできないだろうと思っておりますが、今回の新しい公共交通につきましては、市民全体の利便性、公共性という観点から運行するものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

利便性、公平性の観点から運行するものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。失礼いたしました。

○議長(菅 健雄君) 22番山本博文君。

○22番(山本博文君) 7回いま、香々地の件でございますけども、1日に10人ぐらいしか乗り手がないのに、1日に7回も運行する必要があるのかどうか。これ、私また町民に聞いてみらんとわかりませんけれども、市が7回走るのに、なぜ山本2回走っていいんかと言われたらたまりませんけれども、これははっきり言えません。

しかし、市長さんの昨日の提案理由の中にありましたように、この高齢者の通院とか、買い物が

主体であり、午前中にだいたい用を済ませて帰るという傾向が多いと言われてましたね。それも含めて7回がいいのか、またご検討をお願いしたいと思っておりますけども、田舎では、田舎で暮らしている人は一人暮らしの人がお年寄りが多くて、月に、2~3回患者輸送車で病院や買い物、温泉に行つて、人とふれあい、語り合うのが楽しみであります。いま、医療費や介護保険料、また家を持っていると、近所付き合い、冠婚葬祭がございます。年金で暮らしているお年寄りにとりましては、この有料になりますと、家計的にも大変であろうかと思っております。できれば、香々地、臼野地域、今の無料バスを継続していただき、昨日の話では、半年間これを試験的に運行して、半年後に3月にまた結論を出すということでございましたので、一応半年間いま現状維持、そして路線バスの廃止になるところは、新しい今のお考えどおりにやっていただいたらどうかと思っております。

それから、昨日提案いただきました資料の中に、運行表がございまして、これ、臼野の場合、いま、横山から原田病院まで、黒土から原田病院までとなっております。これをこの、その無料、今の患者輸送車からタクシーになるかわかりませんが、これを横山から原田病院を通過して黒土まで行つていただければ、臼野のほうの年寄りの方が温泉に入ろうと思えば、真玉には2軒の温泉がございます。それを利用して助かるのじゃなかるうかなと思っております。同じ日に通行ですね。香々地におきまして同じでございます、日にちが違いますので、これを同じ日に持って行つていただきまして、小畑からサンククリニックに行つて、サンククリニックから夷の温泉まで上れば、またその引き返しに、小畑の方は、温泉からサンククリニックを通過して小畑まで帰れる。こういう案も一応申し上げておりますので、もしご検討ができれば、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で結構でございます。

○議長(菅 健雄君) 山本議員、答弁は求めますか。

○22番(山本博文君) いえ、もう結構です。

○議長(菅 健雄君) 一般質問を続けます。

12番吉高彰生君。

○12番(吉高彰生君) 12番の吉高彰生です。一般質問を2点申し上げます。

第1点目は、9月の防災月間に関連して、災害応援協定の締結についてお尋ねをいたします。

防災の日は、ご承知のように1923年(大正12年)9月1日の関東大震災にちなんで制定された日であります。この9月1日は、年にもよりますが、210日になることが多いようです。今年はずっと9月1日です。立春から210日目頃は、昔から稲の開花期にあたり、農家の厄日と

されております。この1ヶ月間を防災月間として、各地域で防災訓練が繰り広げられています。

去る8月12日付けの大分合同新聞に掲載された記事であります。

見出しは、「地域ぐるみでの防災対策、大分県が事例集作成、4,200地区に配布」という見出しであります。

その記事内容を紹介します。

県は、地域ぐるみで防災対策を考えて、実行する防災地域づくり実践活動の事例集を作成した。モデル地区の取り組みを紹介、地域で自主的に活動を進めるためのマニュアルも盛り込んでいる。昨年度から実施している地域防災力強化育成事業の一環、昨年度は、豊後高田市浜下、臼杵市中津浦、佐伯市狩生の3箇所が取り組んだ。これまでの防災対策は、消火や避難などの訓練が中心だったが、住民が集まり、地域づくりの観点で防災対策を考えるのが特徴。各地区では、県の防災推進員の研修を受けた住民が中心になり、市や県の防災、福祉の担当者も話し合いに参加した。

津波による浸水、土石流、河川の氾濫の被害想定区域を踏まえたうえで、地区内を歩いて危険箇所をチェック、独自の防災マップを作り、災害時の避難方法など具体的な対策を考えた。また、高齢者など避難に手助けが必要な災害弱者の状況も調べた。事例集は、県内の集会所や公民館単位の約4,200地区に配布した。県防災危機管理課は、東南海地震など大規模災害が発生した際は、住民同士の助け合いが不可欠、県が各地区に配布した被害想定区域の防災マップを活用して、事例集を参考に防災対策に取り組んでほしいと呼びかけている。以上が大分合同のこの紹介でございます。

このように、県下3箇所の1つ、当市真玉の浜下のすばらしい実践です。これがその冊子です。自治会長、それから公民館に配布をしたようでございます。

他の地域もこれを参考にして、防災のための地域づくり拡大に取り組まなければならないと考えております。

さて、これまで、自助、共助による防災地域づくりの拡大はもとより、公助の側の自治体でのバックアップ体制は整備されているとは思いますが、この点についてお知らせをいただきたいと思うわけでありませう。

といいますのは、近い将来、東南海・南海地震の発生が心配されている地震、風水害等の大規模災害が発生した時に、応急復旧活動を行政だけで対応することは非常に困難であります。そのためには、市民及び市内事業者と災害時の協力関係を確立して、協定に基づいて、民間の皆さんのご協力により、市民の身体、生命、財産を守るための迅速な応急対策が図られると考えます。

また、大規模災害では、市の行政機能の低下は免れないため、周辺の自治体相互応援協定の締結もしておかなければならないと思います。

そこで、豊後高田市の現在の災害応援協定の内容について、お尋ねをいたします。

次に2点目、第2次男女共同参画社会の実現に向けての取り組みについて、お尋ねをいたします。

わが国の男女平等への取り組みは、各種の法律や制度を整備しつつ、絶え間なく推進が図られてきました。その結果、現在では、法律や制度のうえではかなり男女平等が達成されつつあります。

しかし、私たちの生活の各場面には、社会の慣行やしきたりに一人ひとりの意識が縛られて、生きるうえでの選択が狭められたり、法や制度が現実に機能するうえでの不十分な場合がたまにあります。21世紀への扉が開かれた今日、男女共同参画社会という新しい社会システムを実現することは、男女平等への道のりの確かな道標であると同時に、新世紀を切り開く新しい価値観による豊かな、そしてまた思いやりに満ちた人間味あふれる社会への転換の切り札でもあります。

だれでも自由に自分らしい生き方を選択できるように、男性、女性が今までそれぞれに負っていた責任を分かち合い、喜びを共有し、お互いが認め合い、支え合う社会づくりを共通認識として、市民一人ひとりがその必要性を十分に理解して実践していくことが求められてきます。

政府は、昨年の2005年12月27日の閣議で、男女共同参画社会の実現に向けて今年の平成18年度から5年間の基本方針を、施策をまとめた男女共同参画基本計画第2次を決定しました。

この基本計画は、政策決定過程への女性参加の拡大、社会制度の見直しや意識改革、女性への暴力の根絶など12の重点項目を挙げ、各省庁の具体的な施策を列記をしています。

例えば平成32年度末に女性管理職が3割を占めることや、平成26年度までに育児休業取得率を男性10パーセント、女性80パーセントにするなどと数値目標を設定をしております。

そこで、豊後高田市の男女共同参画社会の実現を目指しての男女共同参画基本計画についての取り組みの状況について、お尋ねをいたします。

なお、この取り組みの状況の中で、男女共同参画推進のパロメーターとして、豊後高田市における各種審議会、協議会などの女性委員が占める割合についてお知らせをいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 総務課長鴛海 豊君。
○総務課長（鴛海 豊君） 吉高議員の、災害応援協定の締結についてのご質問にお答えいたします。

本年は、過去に記憶がないほどの長梅雨となり、

この活発な梅雨前線の影響により、全国各地で記録的な大雨に見舞われました。本市におきましては、幸い人的被害は発生いたしませんでしたが、長野県や鹿児島県等各地で発生した土石流や河川の氾濫等の映像を見ますと、自然災害の恐ろしさを改めて実感いたしますとともに、日頃からの備えによる災害への対処の重要性を再認識いたしましたところでございます。

また、8月18日に九州に上陸いたしました台風10号につきましては、今年初めて上陸した台風でありました。本市におきましては、幸い、大きな被害もなく安堵いたしましたところでございますが、本日も秋雨が長雨が続きしておりますし、また、沖縄南方海上には、非常に強い勢力に発達した台風13号が西方に進んでおります。その進路に警戒しているところでございますが、これから本格的な台風シーズンを迎えるため、緊張感を持って取り組んでいるところであります。

議員のご質問の中でご紹介いただきました浜下地区の防災研修会につきましては、共助の精神の下、住民自らが防災活動を行う自主防災組織の活性化を図るため、県が昨年度から取り組みを進めております、地域防災力強化育成事業のモデル地区としての指定を受け実施いたしましたものでございます。

本研修会につきましては、地域住民の参加の下、地域防災推進員や各防災関係機関のご協力をいただき、昨年11月から本年2月までの間に、計4回にわたり行ってまいりました。

その取り組み内容につきましては、吉高議員からのご説明のとおり、地域防災マップ作りなど住民主体の実践形式による研修会でありました。この取り組みを契機といたしまして、その後も沿岸地区の災害対策推進のため、松津、三浦8、香々地9、高島の、香々地4地区でも地域の皆さんとともに、地域防災研修会を開催し、自主防災組織の必要性や災害に対する認識等を高めていただいたところでございます。

ご指摘のとおり、防災対策の基本は、自分の身は自分で守る、そういう自助、自分たちの地域は自分たちで守るといふ共助、行政や防災関係機関による公助の3つであると言われております。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、これらが共同して一体となった防災態勢を構築していくことが災害による被害を最小限に食い止める最良の策であることを教訓として残しました。

このような中、今世紀前半にも発生する可能性が高いと言われております東南海・南海地震につきましては、この2つの地震が同時に発生いたしますと、本市におきましても、激しい揺れと、津波による大きな被害が予想されます。そのため、津波による被害の恐れのある沿岸地区を対象に、先程申し上げました地域防災研修会や自助、共助、

公助それぞれが、適切な役割を果たすべく、市民を始め防災関係機関等が参加の下、大分県総合防災訓練を開催し、各関係機関の協力態勢の確立、防災態勢の充実強化、防災意識の高揚を図ってまいったところでございます。

ご質問の、本市における災害時の応援協定の締結状況につきましては、平成10年5月に、災害対策基本法の規定による応援が、迅速かつ円滑に実施されますよう、大分県及び県内全市町村相互間における災害時応援協定が締結されております。

相互の応援内容につきましては、災害応急措置に必要な職員の派遣、食料、飲料水及びその他の必需品の提供、避難及び収容のための施設の提供、救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供、救助及び救援活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその他資機材の提供、ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供、火葬場の提供、その他被災市町村長からの特に要請のあったものとなっております。

そのほか、旧豊後高田市におきましては、平成8年6月に、九州電力宇佐営業所と災害発生時における災害復旧業務の迅速かつ円滑な水準を図ることを目的とする覚書を、平成9年9月には、豊後高田郵便局と、災害時に情報や避難場所を相互に提供する覚書を、また、平成16年9月には、医療法人新生会高田中央病院と、災害時における協力体制についての確認書を、それぞれ締結いたしております。

九州電力との覚書につきましては、その後、相手方営業所の変更等もございまして、新市発足の昨年8月に、同様の内容による覚書を再度締結いたしましたところでございます。

議員ご指摘のとおり、地震、風水害による大規模災害が発生した場合につきましては、行政だけでは対応することは非常に困難であります。災害時における重機等の活用につきましては、現在、協定等は締結いたしてはおりませんが、状況等に応じ、建設業協会にご協力をいただいているところでございます。

食料供給に関する協定につきましては、県と九州農政局大分食糧事務所において、大分県下における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書が締結されており、有事の際には、必要とする米穀等の引渡しを知事に要請することができることとなっております。

さらに、交通、通信の途絶のため、知事の指示を受け得ない場合は、市長が大分農政事務所の責任者に対して直接引渡しを要請することができることとなっております。

災害時における重機等の活用や食料供給等につきましては、非常に重要でございます。今後、市といたしましても、建設業協会や、市内事業者でありますスーパーなどの流通業界等との協力関係

確立のために、応援協定等の締結を行うよう詰めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 人権・同和対策課長浅井哲君。

○人権・同和対策課長（浅井 哲君） 吉高議員の、男女共同参画基本計画についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国、県におきましては、男性も女性もお互いが認め合い、支え合う社会づくりを目指し男女共同参画基本計画を決定し、啓発活動を始め、様々な施策を展開しているところであります。

本市におきましても、その施策の重要性を認識し、現在、基本計画策定に向けて大分県男女共同参画課と策定方法などについて協議をしているところであります。

県下の状況は、18市町村のうち7市2町が策定済みであり、今後基本計画策定に向けて早急に作業を進めたいと考えております。

一方で、男女共同参画社会の実現に向けて、各種団体への啓発活動に努めているところであります。

次に、当市の各種委員会、審議会、協議会の女性委員の占める割合についてであります。平成18年9月1日現在、29の委員会、審議会、協議会の総構成員は326名、うち女性委員は51名で、割合は15.6パーセントとなっております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 12番吉高彰生君。

○12番（吉高彰生君） 再質問ではなくて、要望で終わりたいと思います。

まず、男女共同参画社会の件ですが、男女共同参画推進委員会というのを、設置を早急に立ち上げて推進されるよう要望しておきます。

それから、応援協定につきましては、各自治体の規模にもよりますが、東京都なんかでは、相当範囲が広いから各項目も多いわけですが、一番私がインターネットで調べて、町で一番先に締結したのは重機の応援ですね。これは私も地域の人から聞かれたんです。おお、そういうのが締結してるんかどうかな、ほんなら防災月間ですから今回の質問をしようということになったわけで、重機がまだできてないということは、やはり建設業協会と今後話を進めて、締結を早急にされるように要望して終わりたいと思いますが、最後に、「災難は忘れた頃にやってくる」、かの有名な物理学者の寺田寅彦先生の言葉を付け加えて、質問を終わります。

以上です。

○議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午後は1時より再開いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

37番野上一郎君。

○37番（野上一郎君） それでは37番野上一郎でございます。一般質問を始めたいと思います。

第1点目、檜林地区の道路拡幅工事についてでございます。

当地区は、本市と宇佐市に隣接した地域で、市内中心部から約2キロ前後に距離に位置しながら、道路、水道等の生活環境整備が遅れている地域であります。

立石白石線、白石檜林線の延長200メートルにわたる道路幅3メートルのところを4.5メートルに拡幅工事をしてもらいたいと思います。

この道路は、宇佐市側は拡幅工事が完了し、全線4.5メートルの幅員がありますが、本市に入ると突然道路幅が3メートルになり、広い道路から突然狭い道路になるのは交通事故の原因にもなりやすいと思いますので、早急に拡幅工事をお願いしたいと思います。実現の見通しについて、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

第2点目、障がい者の施設の利用についてでございます。これは、先日、議案質疑の中で近藤議員の質問に際して回答がありましたが、それぞれの生活状況等、他市との関連について検討しているところであります。各市並みに利用料金を引下げる努力を現在執行部のほうが行っているというふうに聞きましたので、この分については削除していただきたいと思っております。

3番目、椿堂への参道の新設工事についてでございます。椿堂への大型バスの通行できる参道の建設工事は、いまどのように進行しているかお聞きしたいと思います。

この道路は、道路幅が狭く、片側に家が建ち並び、反対側の谷の上に民間の手で造られた歩道があり、年末年始には大変混雑し、生活道路として利用できない状態にあります。

それから、本市の観光を考えると、観光バスが横付けできないのは大変な損失ではなからうかと思っております。一日も早い完成を望みますが、市長の考えをお尋ねします。

4点目、大村住宅の環境整備についてであります。

大村住宅のB棟、C棟は、フェンス横の水路の傾斜角度がなく、埋まっているために水捌げが悪く、大雨の時には水が溜まり、乗用車のタイヤの半分以上まで水位が上がって困っております。早急に対策を立てて、住民に住める環境を提供していただきたいと思っておりますが、市長の考えをお願い

します。

5点目、市民センターの建設について、現状の中央公民館では狭くて、利用する度に、もう少し大きい建物で市民が集まることのできる施設の建設が望まれます。現状の施設は、中途半端な収容人員であり、1,000人以上収容できる施設で、隣には宿泊できる施設を備えたものが望まれております。例えば、既存のホテルなどの近くに市民センターを建設すれば、少ない予算で便利な施設が完成しますが、教育長のお考えをお尋ねします。

以上、4点でございます。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 野上議員の、市民センターの建設の問題についてお答えいたします。

ご案内のように、現在、本市には収容人員1,000人を超えるようなホールはございませんが、収容人員400人規模の中央公民館大ホール、収容人員300人規模の真玉公民館大ホール及び収容人員700人規模の香々地公民館大ホール、さらには、昨年度合併地域活力創造特別対策事業を使い、真玉庁舎旧議事堂を改修した収容人員1000人規模のミニコンサートホールを始めとする様々な施設があり、それぞれの施設の規模や特性に応じた効率的な利用が図られております。

それぞれの施設では、文化協会を中心に生涯学習の場として、また地域文化の継承や振興の場として、さらには、様々な催し物、ミュージカル、講演会等に数多く利用されているところでございます。

また、近隣には、ウサノピアを始めとする大規模なホールも多数あり、広域圏事業も多く開催されておる状況から、車社会の発達や交通網の整備により、本市からも多くの市民が利用しているところでございます。

一方では、講演会、イベント等で700人から800人程度が収容可能なホールの整備を望む声が住民のニーズとしてあることから、将来的には、体育施設を兼ね備えた多目的ホールや、図書館及び公民館機能を併せ持つ複合文化施設の整備も、生涯学習社会の発展及び地域文化の振興のために必要であると理解をいたしております。

しかしながら、厳しい財政状況等から、早急な整備は困難であります。合併前の新市建設計画には、複合文化施設の整備計画も盛り込んであり、今後の行革5箇年計画が終了した段階で、再度検討してまいりたいと考えていますので、ご理解くださいようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長（奥田秀穂君） 野上議員の、榑林地区の道路拡幅工事についてのご質問にお答えいたします。

榑林区内の路線のうち、榑林区内2号線は、道

路の一部が宇佐市との境界域となっている共有路線で、現在、両市で協定を締結し、維持管理を行っているものでございます。

同路線については、かつて宇佐市が共有部分について、平成14年度から2箇年にわたる拡幅改良工事を計画いたしましたことから、それに乘じた形で、平成14年に榑林地区から本市に対し、榑林区内2号線を含む地区内道路拡幅工事の要望書が提出されたところでございます。

本件を含む地区からの道路改良要望につきましては、合併以前のものを合わせまして、未実施となっているものがございます。市単独事業につきましては、行政改革期間中において、未舗装道路の解消や、緊急度の高い小規模改良工事を主に計画的に進めているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、榑堂への参道新設工事についてのご質問にお答えいたします。

市道榑堂線は、地域の生活道路としてはもとより、榑堂等の参詣道路としての利用度が高く、当地の行事と重なる日は混雑する道路であります。このため、平成15年に地元地区からの榑堂線改良事業の要望により、旧真玉町時代に同事業を開始して以降、用地買収、立木等の補償が行われております。しかしながら、合併後に本事業内容を精査するなかで、当初よりも事業の大幅な変更が生じたことや、施工に係る地元安全対策について、地形的に万全な方策を講じる必要性もあることから、全体として、多額の工事費が見込まれることとなっております。

今後、こうした課題解決もございますので、全体事業の中で慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、大村住宅の環境整備についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の大村団地は、平成3年度に建設が行われ、建築後16年が経過しております。議員ご指摘の駐車場付近は、これまでも大雨等が降りますと水が溜まる状態となっております。その原因として、当付近は全体的に土地勾配が小さく、平坦な地形であり、住宅敷地横に水路が設置されているものの、水の流れが弱いものとなっております。また、雨水等の流入時に、近隣の畑からの土等が流れ込み、水路が埋まるため、一度まとまった量の雨が降りますと、水路から雨水等が溢れ出すものとなっております。

今後、旧真玉町時代からの検討経過も踏まえながら、雨水等が駐車場内に流れ込みにくくなるよう対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 37番野上一郎君。

○37番（野上一郎君） ただ今答弁をいただきましたが、1番目の榑林地区の道路については、

全体的に市の道路の改修が計画的に進めているなかで、考えていきたいというふうな答弁がありました。その計画路線には、確かに入ってるか、入っていないかを答弁していただきたいと思いません。

それから、質問の3番目の椿堂の参道新設工事の分ですが、大幅な変更があり、そしてまた全体的な事業を考えるなかでやっていきたいというふうな回答をいただきましたが、この参道についてはですね、お墓の移転を含めて2,000万もしくは4,000万くらいもうお金を使ってるんですね、この分については。それから、昨年でしたか、永松市長が私を含めてあと2、3の議員に対してですね、ただ今補助金の申請をしております。で、補助金の申請で、補助金が下りたらやりたい。で、その中でもう1つ付け加えて言われたのは、たとえ補助金が下りなくてもですね、この道路については、旧真玉町民の願望でもありましたことですから、是が非でもやりますという回答をいただいております。

その辺の言葉がですね、いただきましたので、そのまま現地の人に、永松市長がこういう決意でこの道路については取り組んでおられますので、安心して下さいというような内容を伝えております。

ただ今、質問に対する回答をいただきましたが、全体的な事業を見てですね、それからやりたいというような、やりたいという言葉が一言も入ってなかったしですね、ともすれば消えてなくなるんじゃないかというふうに懸念されますので、その辺をですね、もう一度ご答弁いただきたいと思いません。

それと、永松市長については、私を含めて何名かの議員さんに、絶対にやりますということは、言った言葉についてですね、全く嘘をついたような形になったら具合が悪いので、道、道路についての市長の決意をお願いしたいと思います。

それから、大村住宅の環境整備についてなんですが、この分も将来的には整備の中に入ってるのかどうか、再度お尋ねしたいと思いません。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） それではお答えをいたします。

この椿堂の事業につきましては、平成16年、合併前に補償をし、そして、それまでできなかったものに対して、おっしゃるように、山を買い、木を切り、そして墓地も補償して、合併したらこの工事ができる状態にしておるといのが、そういう状態でありました。そしてまた、その道が我々も行って、その路線なのかどうかということも考えられますし、当初の予算から随分の金をかけます。それと同時に、上の山の工事をするのに、

2軒の家にどういふふうな安全対策をするかというふうな問題もあります。

そういう中で、どうするかという検討と、もう1つは、野上議員もご存知だろうと思えますけども、その上に砂防工事を、砂防ダムを造るとそういうことになっております。その砂防ダムもいま、どうもできそうにないんじゃないか。その砂防ダムの作業用道路は、道路はどういふふうな取り方になっているかという、その道路から行けば、その駐車場に行けるような状態でもあると。そういうものの中で、なんとか当初、補助金をなんとかもらってということはありませんけども、どっちにしても、先程申し上げましたように、5年間というものは改良工事をしないという、基本的には、なんとか4億ずつやっつけていこうという、それをしなければ、この、それも、先般から皆さん方にお話ししてますように、基金を取り崩して何とか5年間、その中で人件費、いわゆる60人の退職者に対する採用を抑え、そしてまた、いろんな人件費その他を抑えると、その何とか5年のこの行革はしたあとには、いろんなものでやれるんじゃないかと。そういうことであります。

そういう面では、ほかの部分についても、他市と比べても、他市と同様にいける、いけない、税収も少ないところで、何とかやはりやっつけていかなきゃならんということでもあります。それは、合併したから悪いんじゃないかと合併しなければなおやっつけていけない部分であります。

そういう面では、先般からいつもお話ししましたように、合併しない場合の経常収支比率、そういうものを見て、両町も100を超えておりますし、そしてまた我々のところもそういうことで、今回平成17年度は経常収支比率が90です。ただ、これは何もなくて、それと同時に、もう1つは、地方交付税が17年度は予定どおり入ったという、昨年、一昨年並みだったということで、ある意味においては、交付税をどんどんどんどん削られてるわけでもあります。

そういう面では、この今年を入れて5年間の、4年間の間になんとしてでもこれをしなければ、皆さん新聞でご存知のように、夕張市を始め、各地でそういうことになっております。

公債比率どうなのかという、そういうものでありますので、これは補助金対応ができれば別ですけども、これからのものについては平成、いわゆる行革が終わって、何らかの一般財源、行革の計画の中でも、今の34億だったと思えますけど、基金を全部切り崩して、最終的には10億ぐらいを、ただ、それぐらいは残さなきゃならんだろうと。それと同時に、もう1つは、とりあえず合併債の中から11億ぐらいを基金に入れて、でない、やはり、10億から20億ぐらい基金もってなきゃどうにもならんということになるなかで、そうし

ていこうというのは、この行革大綱そのものであります。

そういう面で、この4年間をまずどうするかというそこですから、先程申し上げましたように、約束したかもしれませんけれども、現実の問題としては、いまそのものとしてできない状態にあるという、だから、いま、檜林の道路の話も出ましたけれども、これについては、とりあえず各地域の中で舗装だけは何とかしようと、それは真玉、香々地については、舗装がないような未舗装のところはありませんけども、ただ、その中で、今まで高田についてはこの8年間そういうものもしながら、何とか経常収支比率を上げ、そしてまた事業についても、過疎債等を使いながらこのやってきたわけであります。

そういう面で、ご不満もあらうと思うんですけども、どうしてもやはり、合併したから悪いんじゃないくて、果たしてそれなら、合併しなかったらそういうものができたのかどうか。たぶんパイが大きくなっただけ、できる可能性はやはりあるんだと思います。そういう面では、この事業も16年にかかって補償化し、我々はその時に、これからについては、各町長さんと約束をしたことがあります。新しいものはとりあえず新しい市になってからやりましょうとそういう約束を、(聞き取れず)ことでありましたけれども、そこ辺のものもご判断いただいて、これしないということではなくて、これからどういうふうにするか、現実の問題として、野上議員さんは土木もやってますから、あれが本当に、あの路線が絶対のものなのか、そういうものもお考えになり、地域の人たちも、やはりお互いに譲り合わなきゃならん部分もありましょうし、そういう面では、とりあえずこの行革の中では難しいんじゃないかというところ、ああいうご回答になりましたけども、しないというのではなくて、方法論の問題と、それとできる時期がそういうことだということをご説明し、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 野上議員の再質問にお答えします。

檜林地区の道路拡幅工事の件でございますけども、先程申し上げたとおり、行財政の改革期間中でございますので、基本的には、未舗装道路等を中心に施工していきたいというふうに考えております。今期につきましては、以前定例会の中で同じような趣旨でご質問いただきまして、地元の要望元ですね、地元との協議あるいは調査をしていくということの中で、計画的に進めていきたいという答弁をさせていただいてるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

それから、大村住宅の環境整備についてござ

いますけども、基本的には現状を充分調査したうえで、有効な対策をですね、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 37番野上一郎君。

○37番(野上一郎君) 1点目の、檜林地区の道路の拡幅工事については、一通り計画の中に入っているというご回答をいただきましてありがとうございます。

それから、檜堂の参道の拡幅工事については、市長から丁寧な答弁をいただきまして、さらにですね、とりあえず5年間については、できる見通しがあまりないと。ただ、その中で、補助金等いろんな絡みの中で、できる状態がくれば一番にやっていただけるというふうなことでよろしいのでしょうか。

はい、いいですね。はい。

それから、大村住宅の環境整備については、ただ今答弁いただきまして、一通り整備項目の中に入ってるというふうに理解しておきます。

それから、市民センターについては、複合文化施設、いわゆる5箇年計画が終了した時点ですね、多目的施設等を考えながら、前向きに検討していただけるということで私のほうは理解して、質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長(菅 健雄君) 一般質問を続けます。

20番川原直記君。

○20番(川原直記君) 20番川原直記でございます。通告書の順序に従って質問いたします。

最初に、消防団について伺います。

8月27日、県総合防災訓練を実施され、参加された住民、消防団、市職その他各種団体の皆さん大変ご苦労、お疲れ様でございました。私も訓練を見させていただきましたが、その中で、消防団員の服装見ますと、夏物、冬物と混じって着ておりました。暑い中、冬物を着用していた団員も多く見かけました。また、聞くところによると、各部の格納庫等も旧町の名称のままということがありました。団の再編もあるのでありますが、服装の統一と、名称の書き換えはどのような時期にどのような形で実施するのか、伺います。

また、県内の消防署の再編成の話があるなか、高田の本部消防署の建設計画どおり、建設できる目処があるのか。また、現状どのような計画で進行しているのか、伺います。

次が、ごみ袋についてでございます。

環境課を中心に、ごみゼロ運動、クリーンキャンペーン、スタンプラリーなど、日頃の熱心な取り組み誠にご苦労様です。

このごみ袋については、様々な意見があろうと思っておりますが、その中の1つで、3~4人の家庭で、1回に1袋で入れる大きさの、まあ中に

入れるものによっても違うのでありましょうが、かさばるものとかで1袋に入らないという話も聞いております。まあいろんな意見があるなかでの一つだと思いますが、そのほかに、環境課でいろんな意見が出ておれば、それも併せてお伺いしますし、また、この1～2年、原油高騰におけます原材料の値上がり等で、袋の単価も上がっているのではないかと推察しますが、数年分のストックが、元々作っているのか、それとも毎年注文し直すのか、その辺も併せて聞いておきたいと思っております。

次に、水道行政についてでございます。

先月、広島県呉市において、上水道の大動脈なるトンネル送水管の陥没で、4万世帯近い世帯が断水という事故が起きました。日ごろから水の大切さは分かっているつもりでも、突然そのような事態になって、お互い慌ててしまうのが現状でしょう。

そこで、何点かについてお伺いします。

私たち真玉、香々地の地区では、旧来、水道行政というのは馴染みがなかったものでございますので、お伺いしますが、市内での水道、簡易水道含めまして、普及率は何パーセントぐらいなのか。また、水道水そのものの単価は、県下でどのような、高いか安いのか、位置にあるのか。真玉、香々地を含めて、上水道のない世帯が多くありますが、今後とも自己負担、自己責任でボーリング等また、水質検査等を行うのか、上水道希望すれば、どの範囲ぐらいまでこれで、費用負担がどのくらいになるのか。

それから、災害時の給水方法の準備等も、どのくらい水道課としては対策を取っているか、給水車の数や、発電機等も用意されているのかを伺います。

特に、自家水道は、停電と同時に水も出なくなりますので、長時間の停電には、各地区に発電機等が準備されれば非常に住民にも安心されることではないかと思っておりますので、その辺何か回答がいただければと思っております。

それから、先程の呉市の問題ではありませんが、上水道の管のネットワーク、バックアップですね、そういった対応策が元々取られているのか、用意されているのかも伺います。

それから、昨日の議員の中で、水道料金の未収の分の徴収方法等ありましたが、市内全域を見ましても、たまたま決算書で見ると、かなりの徴収かと思っておりますが、周辺部の皆さんの水の自己対策から見れば、滞納も今後はそんなに許される問題ではないと思っておりますので、今後、滞納者への対処方法がしっかり決めているのか。

それと、高層建築といいますが、公営、市営を含めまして、アパート等ですね、個別の徴収は、家主がするところもあると聞いてますが、それは、

そういったような何か条例とか法律があってそうなるのか、今後ともそういった問題に対しては、水道課でする旨があるのかないかも併せてお伺いしますし、その家主に対して、現在、何がしかの報酬があるのかも伺っておきたいと思えます。

また、今後安定供給するにあたりまして、旧管交換も必要があるかと思います。幹線や枝線の現在使っている古い管、何年ぐらいの埋設なのか、また、今後改修するにあたり、水道課のみの予算でやっていけるのか。

それから決算書の中に、一般会計から940万ですか、80万ですか、補助金がありますが、その内容も併せてお伺いしたいと思います。

最後4番目になりましたが、私が申すまでもございませぬが、先月25日、福岡市で市職員運転の乗用車が追突いたしまして、親子5人の乗った車を海に転落させ、悲惨な事故が起こりました。追突した運転手は飲酒運転と、誠に考えても考えられない事故に亡くなられた3人の幼児の方に心よりご冥福を祈ります。

まあ、しかしながら、その後も毎日のようにニュースで悲惨な飲酒事故を聞く度に、お互いの認識の甘さを痛感しているのは皆同じであります。これは、もはや社会悪として国民全体が根本から考え直すべきことでありましょし、また、豊後高田市としても、官民を挙げて啓蒙運動を盛り上げ、社会から飲酒運転の撲滅を図るべく取り組みを今後どのような形でやっていくのか、計画があればお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 私からは、川原議員の飲酒運転の撲滅運動についてお答えをいたします。

議員のご質問にもございましたように、先般、一家5人の乗っている乗用車が福岡市の職員の飲酒運転により、衝突され、海に転落し、幼児3人が尊い命が奪われるという非常に痛ましい事故が発生しました。この事故で亡くなられたそのお子様方のご冥福を心よりお祈りいたします。

そして、また、先程議員からもおっしゃいましたように、その後においても、飲酒運転の事故が止みませんし、昨日のテレビ等を見てますと、飲酒運転平気でやっている国民が多いのだなという気持ちであります。

私は、この福岡市の職員のあつてはならない非違行為による事故の報道により、同じ地方公務員の長といたしまして、指導監督等の徹底の責任を痛感いたしました。そして、この事故が大きく報道された翌日に、このような公務員としての信用を失墜させるような行為は断じて起こすことのないよう、全職員に注意を喚起したところでございます。

9月13日

また、9月1日に行われました定例課長会議におきましても、このような非違行為に適用される懲戒処分基準をすべての課長に配布し、万が一職員がこのような行為を起こしてしまった時は、課長の指導監督責任を問うということで、職員に徹底を図ってもらおうと考えておりますし、全職員にも、処分基準の周知により、職員一人ひとりの意識の徹底を図ったところであります。

いずれにしましても、これは個人の認識の問題だと思えます。そういう面では、常にお互いにこのことを認識し話し合う、そういうことによって、一時的な気の緩みで大変な事故を起こすようなことのないようにさせたいと考えているところでございます。

それから、市民の方への啓発につきましても、来る10月20日に、豊後高田市交通安全市民大会を開催する運びとなっているところでございますが、この大会の中で、豊後高田警察署を始め、各関係機関と協議しながら、飲酒運転撲滅の大会決議を行っていきたいと考えております。そして、大会終了後には、飲酒運転撲滅を図るために、市内3箇所街頭啓発を行っていきたいと考えてます。

実は、昨日も、警察署長さんとのどういうふうにするかというようこともご議論させていただきましたし、これからも警察署はもちろん、関係各位等機関と連携をとりながら、あらゆる機会を通じて、飲酒運転撲滅はもとより、交通安全運動の一層の推進を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、消防長及び担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅 健雄君） 消防長安藤義文君。

○消防長（安藤義文君） 消防本部安藤です。川原議員からの消防団についてのご質問にお答えします。

まず、合併後の各部の名称の書き換えについて、お答えします。

議員ご承知のとおり、現在進めています消防団の再編計画により、平成19年度には、現行の方面団方式を廃止し、14分団61部が11分団、57部の新たな組織となります。

この分団、部の統合、再編が完了した段階で、消防団詰所、積載車等の名称表示の書き換えを行ってまいりたいと考えております。

次に、消防団員の服装の統一について、お答えします。

服装の統一につきましても、消防団組織の再編完了した段階での整備を考えています。現在、消防団員の服装基準が改正をされておまして、団員の活動服については、紺をベースに襟裏、ポケット及びベルトをオレンジ色にすることが統一事項

となっております。今後は、この服装基準による新活動服に統一してまいりたいと考えております。年次計画を立て、平成19年度から計画的に整備してまいりたいと思います。

次に、本部庁舎の建設計画についてお答えします。

議員ご承知のように、消防庁舎は老朽化が進んでおり、早急に建て替えが必要だと思っております。現在、国が常備消防の広域化を推進し、大分県においても、消防広域推進計画策定スケジュール案が示されたところでございます。また、消防救急無線のデジタル化を平成28年5月までに完了しなければ、現在の電波が使われないこととなります。そういうことで、消防の広域再編並びに無線のデジタル化等々併せ、建設計画を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

○環境課長（水江義和君） 川原議員の、ごみ袋についてお答えいたします。

指定ごみ袋の大きさ、形状等につきましては、合併時に指定ゴミ袋の導入が決定されてから、市民の利便性等の検討を行い、上部に手提げのあるグリップ式と、両サイドに織り込み返し、マチのあるガゼット式の併用導入を行いました。普通の形状袋と比較して、グリップ式の手提げ部分のカット、ガゼット式の両サイド10センチの折り返しマチにより、縦、横の幅が少し狭く感じますが、ごみの入る量につきましては、普通形状袋と同じくらいの量が入るものと思っております。

また、指定ごみ袋の大きさの変更ですが、指定ごみ袋の種類を少なくするため、燃えるごみ、燃えないごみの兼用袋等検討し、大45リットル、小30リットルの2種類とし、平成16年度準備用を含め、平成19年度までの3箇年分を一括入札し、単価契約を行い、作製コストの削減を行ってきたところでございます。

現在、原油価格の高騰により、ごみ袋の原料が高騰しておりますが、単価契約により平成19年度までは現在の単価で購入可能であると思っております。

以上のような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 水道課長福光博文君。

○水道課長（福光博文君） 川原議員の、水道行政についてお答えします。

水道行政につきましては、市民が安全・安心して飲める飲料水を楽しみ、健康で豊かな生活が送れるように、施設の整備と衛生の確保に取り組んでいるところでございます。

現在、市の水道は、簡易水道6地区、給水戸数

457戸、日平均223立米、上水道1地区、給水戸数4,706戸、日平均4,564立米の給水をしており、普及率は58パーセントとなっております。

なお、料金の比較につきましては、10立米当たり1,050円であり、県下では安い状況にあります。

また、上水道の水質検査につきましては、水道法に定められている検査基準に基づきまして、上水の全項目、毎月項目、年4回項目及び原水の全項目の検査を計画的に実施しておりますが、個人の水質検査分につきましては、要望に応じて本人負担をお願いしているところでございます。

次に、広域的な災害時における周辺部の停電時の対応につきましては、何よりも停電の場合には九州電力と応援協定を締結しておりますので、早急に復旧に努めていただきますが、さらに給水車及びポリ容器等の活用により対処してまいりたいと思っております。

また、上水道につきましては、修理態勢の協定等は締結しておりませんが、現在も状況等に応じて市管工事組合にご協力をいただいているところでございます。今後も、市管工事組合にご協力をお願いしたいと思います。

次に、水道料金の徴収及び滞納者の対処方法につきましては、現在、督促及び催告等で対応しながら、訪問を行い、徴収を行っております。今後も徴収率の向上に努めてまいりたいと思っておりますが、何より納めやすい方法の一つとして口座振替を積極的に推進していきたいと思っております。

次に、アパートなどの徴収方法についてですが、本管より直圧で給水を行っているアパートなどにつきましては、各戸ごとに市の量水器により検針徴収を行っております。また、受水槽式給水のアパートなどにつきましては、アパート全体で一括検針し、経営者に請求を行っております。そのため報酬等は今のところ考えておりません。

次に、上水道管の新設工事につきましては、経費節減のため、関係課と連携を図りながら、実施箇所に合わせて計画しております。

また、老朽管の布設替えにつきましては、本市の上水道事業は昭和33年に供用開始して以来、50年余りが経過しております。そのため、昭和63年度から耐用年数が40年を経過したものを計画的に改修しております。今後も漏水等の破損事故が発生しないように管理等に充分努めてまいりたいと考えております。事業費につきましては、予算の範囲内で考えております。

次に、水源が被災を受けた時の対応でございますが、万が一、一方の水源が被災した場合でも、桂橋と御玉橋に転架してあります連絡管で結ばれておりますので、最低限の給水は可能であると考えております。

最後に、一般会計からの補助金についてでございますが、これにつきましては、平成7年から平成12年の第8次拡張工事に伴う企業債の元利償還金でございます。また、償還につきましては、平成8年より平成39年までとなっております。以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 20番川原直記君。

○20番（川原直記君） それでは、最初に市長がお答えいただきましたので、その辺の問題から再質問いたします。

25日以降ですね、連日のようにニュースでなっているということは先程申しましたが、この最近になりまして、各自治体の対応で様々な自治体対応が違うということでニュース報道をされております。決して公務員のみが悪いということではございません。もう社会人である以上、誰も良くないということは分かっていることだと思っております。その中で、市民に対しまして、代表であります私ども議員もそうでしょうし、職員も含めまして、特に市長から職員のほうに厳重な処分案等があれば、もう1回伺いたいと思っております。

それから、今朝ほどからの市長の答弁を聞いておりますと、なかなかいろんな市民の要望を申しましても、厳しい財政を聞きますとですね、意気消沈しまして、なかなかあれだこれだというようなことまで言えないような状態ではありますが、先程の消防団につきましても、再編されて順次統一していったり、書き換えたりとするようなことでございます。消防団も決してそういうことを一回一回言っているわけではありません。ありませんだけに、早急にですね、そういった県、市外を出られましても、いろんな名前を書いた団員が、豊後高田市ということ早く解消していただくためにも、早急にですね、そういった統一を図っていただきたいと思っておりますし、先程、本部の再編ということがありました。たまたまこの通告を出しました後、2、3日前ですか、新聞報道で、消防署の再編で30万人口で1つというようなことも言っておりますし、以前私が消防議員の時に、現市長が管理者でありまして、その時に言ったなかで、今回は、新市の市長になられたわけでございますが、その時点からのお考えで、県の警察があるように、消防も県の消防が良いのではないかとというようなご意見も述べていたような記憶があります。ぜひですね、そういった良い意見をまた県にも言っていただきまして、何か良い再編等、また緊急時における助け合いの精神を發揮していただきたいと思っておりますし、その辺で市長のお答えがいただければお願いいたします。

ごみ袋につきましてはですね、1つの意見ということで申しましたが、単価的にも、将来はまた

原油が下がらなければまた上がるというような事態になりますし、また、ごみの行政のほうもまだまだ大変な試練が待ってるのかなと考えております。ぜひ分別収集等を含めまして、啓蒙活動に励んでいただきたいと思います。

最後に、市水道のことでございます。最後に申しました補助金につきましては、工業団地の水道井戸の施設の利息というようなことも聞きましたが、その中で、工業団地の現在進出している企業さんで、水道料金が現在どのくらいなのかを分かれたいと思っています。

以上で再質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。
○市長（永松博文君） いま、川原議員のご質問の中で、財政状態の問題を言われると、なかなかこれをしてくれと言いつらいという、非常に申し訳なく思っております。しかし、現実の問題として、4年間頑張れば何とかなるのではないかと、そういう気持ちを持っていますし、これから企業誘致ができ、そしてまたその職員も適正化の職員になり、そして観光も順調に行くというそういうものになれば、そう捨てたもんじゃないのではないかとそう思っているところでございます。そういう面では、私も、金がないから何もしないというんじゃないで、何とか振興とか、それから教育とか、できるだけそういうものについては何とかやっていきたい。そういう面では、皆さん方の力を借りてやっていこうとそういう気持ちでありますので、よろしく願いをいたします。

それから、消防署の庁舎問題ですけれども、いま一番私どもが頭が痛いのが、合併債100億使っていいということになってます。しかしながら、先般の夕張市のように、この問題としては、公債のいわゆる実質公債費比率という、何パーセント借金があるかということ、これが大きな問題になっている。だから、100億借りていいといながらも、公債費比率で抑えられていますので、そういう面では消防署なんか早く造りたいという気持ちなんですけども、そして借金してもいいという金もあるんですが、別の問題として、いまでも地域格差をなくすという一番の問題は、CATV、いわゆるケーブルテレビをすることは、これはもう合併の時に皆さん方と随分話をし、香々地と高田が同じ情報を同じ時期にもらえるのはケーブルテレビだと、そういうようなものでずっと言ってきましたので、これは何とかという、それと同時に、これはデジタルのケーブルというか、テレビのデータになるということの中で、見えないところも出てくるということで、そういうことでやってるわけです。

それと同時に、給食センター、これも合併して何とか一本化するということの中で、豊後高田の場合は、何とか頑張るって全体的な計画の中

でしようということで、駆け込みはしませんでした。そして我慢に我慢をさせ、全体的な市一本の給食センターを造ろうと、これはどうしてもしなきゃならん。それと火葬場です。それだけ合わせても、これから増える借金というのは非常に大きくなる。公債費比率、実質公債費比率が18パーセントを超えたら、これは県の指導下に入るということ。そういうものの中で、どうしてもこの3つは借金をしてでもしなきゃならんというのが、私どもの考えであります。

そういう面で、今回の場合、消防については、もう少し待ってもらおうかなということでありまして、それと同時に、当面、当初は10万人に1つの消防という単位であったのを、今度は30万人に1つという、これは先般の市長会でもいろいろ議論が出ました。果たして30万人と言ったら、今の選挙区の3つになるのではないかと。果たしてそれがいいのかどうか。そういうものの中で、県下一本、どうせするんなら県下一本で、それも広域というものは、どうしても無責任なところが出てくると。各行政の長が集まっていますから、責任持ってやってるんですけども、なかなか一人で悪者になるというのはなかなかできないという、そういう面では、やはりもう知事にやってもらったらどうかという、そういう意見も出ております。

そういうことの中で、これから県も国の指導要綱の下に我々に言ってきましたように、市町村もまた、いい形でどうするのかというのが、これから大きな議論になってくるだろうと思います。

それから、飲酒運転等の処分の規程の問題ですけれども、これにつきましては、処分そのものについては、今も豊後高田の場合ちゃんとありますが、厳しくするのも一つの方法だろうと思います。これから、この規則についてはもう一度見直して、やはり飲酒運転で事故を起こしたり、またそれ以上のことになった場合は、やはり免職だと思えますし、そういう部分のもので見直して、そしてやっていく、そういうことも必要だろうと思いますが、先程申しましたように、何としてでも、起こって処分したんじゃないかならないんで、何とか職員がちょっと気の緩みが出た時だと思えます。気の緩みがないように、お互いに毎日議論しながら、もし飲酒がある場合にはそういうことを、車はもう乗って来ないとか、そういうような話し合いをしながらやっていき、お互いに飲酒運転は絶対しないという認識を高めていくのが必要だと思えますし、これから市民の方々にもぜひそういうようなもので啓発広報していこうと思っておりますし、昨日、警察署長さんの話では、これから後部席にもシートベルトをしてもらうという、そういうような運動もしたいとそういう話をされてました。

そういうことで、これから交通事故のないまちづくりに邁進したいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 水道課長福光博文君。
○水道課長（福光博文君） 川原議員の再質問にお答えいたします。

工業団地内の現在の給水状況ですけども、月2,445立米でございます。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 20番川原直記。
○20番（川原直記君） 市長のいま答弁をお聞きしました。私が今日申しましたことも、消防団が、団員の皆さんが要求したわけではなく、私が見た感じで、対外的にも県下各団の皆さんに比べて、引け目を感じないように将来もしていただきたいと思っておりますし、ただ今水道課の課長の答弁の中で、立米ということがありましたが、それ×1,050円で、そんなに金額的にはたくさんではないんでしょうが、これも工業団地を有する市として、先行投資をしたというようなことかもしれませんが、水道行政につきましては、先程申しましたように、周辺部は自己責任、自己負担でボーリングを行っておりますので、今後とも災害等につきまして、昨日の市長の提案理由の中にありましたように、災害に対しまして、安全・安心を市民に送れるということで、そういった発電機等も今後は検討課題に入れて欲しいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

10番明石光子君。

○10番（明石光子君） 10番明石でございます。通告に基づき一般質問を行います。

初めに、定住対策についてお尋ねいたします。2007年問題とも言われている団塊の世代の大量退職を目前に控え、地方の自治体においては、人材誘致や移住、交流の促進に向けた施策が急速に広まりつつあります。その1つの事例として、鳥根県では、平成17年3月に首都圏等に在住する県出身者約2万人に対し、Uターンを呼びかける知事からの手紙とアンケートを送付し、返信のあった約2,000通のアンケートを集計した結果、Uターンを考えている人が25パーセントあったとされています。

こうした人数を踏まえ、今年度は、農業や雇用、住居など、生活全般にわたりきめ細かい相談、受け入れ態勢を準備しているということです。

本市でも、この件について、昨年12月定例会で市長が18年度予算で豊後高田市出身者の退職者を対象にダイレクトメールを送付したい旨の答弁をされていましたが、これまでの取り組みと進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、総務省が提唱する人口減少自治体の活性化に関する施策の中で、交流居住ポータルサイトを開設し、自治体を積極的にアピールする媒体と

して活用できるようになっていますが、これらの活用についてはどのようにお考えでしょうか。人材誘致、移住政策を展開していくには、まず地域が受け皿を整備することが重要なことは言うまでもありませんが、これまでのように、全て行政が行う事業や取り組みで完結するという発想ではなく、いかにしてビジネスとして成り立つようにしていくかという発想の転換が必要だと思えます。

そのためには、民間やNPOなど多様な主体との共同を図りながら、さらに相談窓口等を設置し、住みやすいまち豊後高田、もう一度帰って住みたいふるさと豊後高田づくりを目指し、団塊の世代を始めUターン希望者の定住対策を促進していく必要があるかと考えますが、見解をお聞かせください。

次は、少子化対策について2点お尋ねいたします。

1点目は、妊婦健診に対する助成についてですが、出生率の減少に歯止めがかからない今日、子どもを産み育てる環境を整えることは、政治の課題であり、大きな責任であります。少子化の原因は複雑で、これといった決定打はなく、いろいろな施策の組み合わせによって解決していくしかありません。子育てに奮闘している若い世代から強く要望されているのは、経済的な支援であります。中でも、出産適齢期の女性たちから多い相談の一つが、妊婦健診の充実です。妊婦健診は健康保険の適用がなく、全額自己負担でありまして、費用は1回当たり平均5,000円前後で、出産までの間に約12～13回、出産後も2回程度の健診を受けるのが一般的なケースとなっております。

すでに出産費用につきましては、出産育児一時金の貸付制度として、退院前に一時金の8割を前倒しで用意していただき、大変喜ばれているところでありますが、それとは別に、健康保険の適用できない妊婦健診で10万円近くが必要となっております。市では、現在2回分の健診費用の助成はありますが、僅かな軽減にしかなっておりません。出産準備ともなれば何かと出費が高み、収入の少ない若夫婦にとっては経済的に大きな負担となり、少子化の一因ともなっております。

私は、これまで、少子化対策は子育て支援の一環として不妊治療費の助成やブックスタート事業など様々な施策に対し、市の支援を求めてまいりましたが、今回は、少子化対策に加え、母体の健康を守る観点から、妊婦に対する産前産後の健診の助成について検討いただけないか、お伺いいたします。

2点目は、出産育児一時金についてですが、現行制度では、一時的ではあっても高額な分娩費を退院時に一旦立て替え、請求した後に支給される方法がとられております。私は、どうせ出産一時金としてお支払いするものなら、出産時の家計負

9月13日

担が少しでも軽くなるよう、市が直接医療機関に支給する受領委任払い制度に改善してほしいと願っています。

一時金につきましては、これまで30万円だったものが、10月から35万円に増額されることになっています。受領委任払い制度を導入していただけたら、例えば分娩費が30万円だった場合、市が30万円を医療機関に支払い、残りの5万円を親に支給するという仕組みです。また、分娩費が40万円かかった場合は、市が医療機関に35万円を支払い、差額分の5万円を親が医療機関に支払うこととなります。

いずれにしても、子どもを産み育てやすい環境づくりを目指している本市にとっては、出産を控えた方々に対する利便性を考慮して、いち早く取り組んでいただきたい制度と考えますが、見解をお聞かせください。

次は、インフルエンザ予防接種の助成についてお伺いします。

インフルエンザの予防接種は、過去は予防接種法に基づき、本市でも市民を対象に無料で予防接種が受けられていました。ところが、平成6年の法改正により、全額自己負担になり、任意の接種となったため、家計の負担が大きいため、予防接種を受ける人が少なくなり、学校や老人施設で毎年のようにインフルエンザの集団感染が発生し、特に体力のないお年寄りが多数死亡するという事態も発生いたしました。

そのため、現在では65歳以上の高齢者には、1回の費用3,000円の内2,000円が補助されており、このことにより、高齢者は1,000円の自己負担で予防接種が受けられると大変喜ばれております。

一方、成長期にある子どもを抱える家庭にとっては、1人に3,000円かかることから、受けさせたくても受けさせられないという多くのお母さんたちの声がありました。その声を聞いて、私は平成15年の9月定例会で質問して以来、折にふれ担当課と交渉をしてきた経過がございます。特に年齢が低い子どもについては、2回の接種が必要なことから、1人にかかる費用が6,000円、3人だと1万8,000円の負担となります。今年も風邪の流行する季節となりました。病気はまず予防を心がけることこそ大事だといわれております。医療費も年々増加するなかにあつて、予防事業に力を入れることによって、病気にかかっても軽くすめば、その分医療費も当然軽くすむわけですし、何より大切な子どもたちの命を守る観点からしても、ぜひインフルエンザの予防接種に対し高齢者同様の助成をご検討いただけないか、お伺いいたします。

以上で初めの質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 明石議員の、定住対策についてお答えをいたします。

平成17年国勢調査によりますと、本市の人口は5年間で1,092人の減少となっております。こうした人口減少に歯止めをかけ、人材誘致、定住を促進し、地域活力の維持向上と魅力ある地域づくりを進めることが大きな課題となっております。

このため、積極的な企業誘致による雇用の場を確保することで、若年層の主体とした定住促進を行うとともに、併せて、近年の都市住民に注目されている田舎暮らしや、団塊の世代が定年退職を迎えることによるふるさと回帰に象徴されるような、都市から定住希望の誘致対象を積極的に行うことが重要であろうと思います。

今年度実施しております定住施策の具体的な取り組みといたしましては、本年第1回定例会において、吉高議員の定住に関するご質問のご答弁で申し上げましたように、6月に本市出身の都市に在住されている団塊世代の方々へ、定年帰郷等に対するアンケート調査と、定住に関する施策の紹介を行ってきたところであります。

そのアンケート結果については、アンケート回答者のうち、帰郷する、及び条件次第で帰郷すると回答された方が、約16パーセントとなっております。今後についても、移住を希望される方々を中心にいろんな情報を送りながら、定住に対する誘致を行っていきたくて考えております。

併せて、市内にある空き家を有効的に活用するために、利用希望者等に対し情報提供を行う、空き家バンク事業を行います。また、農業未経験者でも農業ができる、そのためにサポート体制の確立を行うとともに、遊休農地を集め、農地バンク的なものをし、情報提供にこの空き農地も提供するとそういうふうなことで、農業振興策と一体となった取り組みを行っているところでございます。

また、これらの定住に資する様々な情報については、インターネットを活用した情報発信が可能となるよう、早急に定住情報サイトの開設を行うよう計画してるところでございます。

次に、出産時一時金の受領委任払い制度についてお答えをいたします。

本市におきましては、子どもを速やかに産み育てやすい町を目指し、各種の子育て支援事業を行っているところでございますが、議員ご指摘の出産時一時金における受領委任制度につきましても、ご質問のとおりであろうかと思っております。子育て支援策だろうとそういうふうな思っております。

この制度を実施するにあたりましては、私どもだけではなく、医療機関等のご理解が、またご協力が必要だろうと思っております。そういう面で、今後医療機関と協議をし、協議の整ったところから実施をさせていただきたいと思っております。

それから、インフルエンザ予防接種の助成につ

いてであります、議員ご指摘のように、高齢者については助成を今までやっているところであります。そして、幼児等に対するインフルエンザ予防接種は、法に基づかない任意接種であるということで、助成は現在しておりません。

議員ご指摘のように、幼児等の予防接種を希望する保護者の方々にとりましては、その接種料の全額負担は過重であるとは認識しております。そういう面で、高齢者にして子どもたちにしないのはどういう意味かということになりますと、なかなか難しい話であります。

なんととしてでも、これから子どもたちにも、健康でそしてまたすくすく育ててもらわなければなりません。そういう面で、来年度実施に向けて努力をしてまいりたいとそういうふうに思います。

その他につきましては、担当課長に答弁させますのでよろしくをお願いします。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 明石議員の、定住対策についてお答えを申し上げます。

総務省が管理運営を行っております交流居住ポータルサイトに対する活用でございますが、これは、今年度より開設され、交流居住を求める全国の都市住民に対して、各自治体の交流居住に対する情報を提供することにより、都市住民が望む新たなライフスタイルに対応するとともに、過疎地域等の活性化を図るサイトとなっております。

本市におきましても、当サイトには参加を行い積極的に田舎暮らし等に関する情報発信を行い、交流居住に対するPRに取り組んでいるところであります。

次に、民間を主導とした定住施策についてであります、議員ご指摘の、人口減少自治体の活性化に関する研究会が提言する「人口減少社会を福となす - 健康生活立国宣言 - 」にあります人材誘致移住促進のビジネスモデルの構築につきましては、現時点においてはできておりません。しかしながら、観光まちづくり会社との連携を行い、体験型観光の各種ツーリズムやヴィラ・フロレスタの活用による交流居住などの取り組みを行うとともに、田舎暮らしを支援するNPO法人との連携も模索するなかで、定住へとつながるよう努めていきたいと思っております。

定住に対する相談窓口といたしましては、プロジェクト推進課が主体となり、各市民センターと充分な連携をとりながら、円滑な対応を行ってまいりたいと考えております。

これらの施策を通じて、定住交流を促進するためのしっかりと受け入れ態勢づくりを構築していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安

東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 明石議員の、少子化対策についての妊婦健診に対する助成について、お答えします。

健やかな子どもを産み育てることは、全ての人々の願いであり、市といたしましても、各種母子保健事業の取り組みを行っているところでございます。妊婦を対象とする健康診査につきましては、妊娠前半期及び後半期に各1回ずつ、大分県及び福岡県内の医療機関で受診する際に、妊婦、乳児健康診査受診票を使用して、公費による健康診査を実施いたしているところでございます。

さらに、出産予定日において、35歳以上の妊婦を対象に超音波検査を実施いたしております。また、来年度、国におきましても、少子化対策の一環として妊婦健診の費用を一部補助する旨の制度改正を行う予定であると聞いております。

今後は、国及び県の動向を注視し、より良い子育て支援の環境整備に向けて努力してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 10番明石光子君。

○10番(明石光子君) それでは再質問をいたします。

ただ今、市長より、出産育児一時金の受領委任払い制度については、医療機関と協議をし、協議の整ったところから早速実施をしてくださるというご答弁をいただき、大変ありがたく思っております。これから出産を控えている妊婦さんにとっては、一時金の増額と併せて、退院時の費用を準備しなくて済むということは大変な朗報だろうと思っております。

つきましては、一時金が増額される本年10月から同時に実施できるよう努力していただければと思うわけですが、その辺をもう一度よかったですらお聞かせいただきたいと思います。

それから、インフルエンザの予防接種の助成につきましても、来年度より実施に向けて取り組んでくださるということで、重ねてありがたく思っております。

前向きなご答弁をいただいたなかではありますけれども、内容的な部分といたしまして、助成の対象者とそれから助成額につきまして、お聞かせいただければと思っております。

それともう1点は、先程質問の中でも申し上げましたように、インフルエンザの流行する時期を目前に今年も控えているということで、できれば、今年から予防接種に対する助成をしていただけないものかなというふうに思うわけですが、その辺のところをもう一度お聞かせいただければと思います。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。

9月13日

○保険年金課長(小野俊久君) 明石議員の、少子化対策についての再質問にお答えいたします。

出産育児一時金の受領委任払い制度の実施時期につきましては、本年10月実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 明石議員の再質問にお答えします。

インフルエンザ予防接種本年度中に実施をできないかという点についてでございますけれども、インフルエンザ予防接種は、流行期の前に接種し、免疫をつけることが必要であり、日本での流行は12月下旬とされております。厚生労働省のインフルエンザ予防接種実施要領には、実施計画の策定にあたっては、接種を希望するものが12月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定することと規定されており、さらに、今後は実施に向け関係機関との協議も重要であります。

予算措置の時期等を併せ考慮いたしますと、今年度中の実施は困難な状況であると考えますのでご理解をお願いいたします。

次に、助成対象年齢及び助成額についてでございますが、現時点では、助成対象年齢につきましては、以前インフルエンザ予防接種を予防接種法に基づき無料で実施していた時の対象者と同じ中学3年生までを対象として考えたいと思っております。

また、助成金額につきましては、現在実施しております高齢者の助成額と同額で検討いたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 10番明石光子君。

○10番(明石光子君) 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(菅 健雄君) 一般質問を続けます。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。一般質問を始めます。

日本共産党市議団は、いま、広く市民の声をお聞きし、市政に届けようと市政アンケートを実施をしております。毎日のように次々と回答が寄せられております。それによりますと、永松市長の市政運営について、市民はよく見ておまして、厳しい評価をされておりますし、私を含む市議会議員の活動についても、市民の評価は予想をはるかに超える厳しいものとなっております。議員に何を望むかという問いに対しても、議員の数を減らせ、税金の無駄遣いのチェックを強めよ、もっと住民の声を取り上げよなどなど、意見が多数寄せられておることがわかりました。

私は、市民の苦情や期待を厳粛に受け止めて、市民の声を市政に届けると同時に、市政をしっかりチェックをする役割を果たしたいと、決意を新たに今回の議会にも臨んでるところであります。

国の政治が本当に厳しい時だけに、地方自治体は住民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たす時ではないかと思っております。私の質問は、豊後高田市民を代表する質問でありますので、市長はこの国の悪政に苦しんでいる市民の暮らしや福祉を守るために、誠実明確な答弁をされることを最初に要求しておきます。

まず最初は、国政に係わる問題であります。市民の間では、憲法9条を守ろう、改悪をさせるなど、こういう声が憲法の改正を求める声の、約、アンケートでは2倍近くあります。全国的にも各地で9条を守る会が結成されて、憲法を守る国民運動が大きく進んでいることはご承知のとおりであります。

市長は、憲法改悪させないように、関係機関に働きかけるべきだと思いますけれども、見解を求めます。

次は、教育基本法の問題ですが、自民党総裁選挙の候補の安倍官房長官や麻生外相は、総裁選挙の後の臨時国会で、教育基本法改悪の成立に執念を燃やしておりまして、特に安倍氏は教育基本法の改悪を憲法改悪と一体のものとして進めようと狙っています。

ご承知のように、この改悪案は慎重にという国民世論を反映をして、先の通常国会で継続審査となっております。6月議会でも私指摘しましたように、政府の教育基本法のこの改悪案は、憲法に背反する2つの大問題があることは明らかであり、市長は教育基本法改悪阻止を関係機関に働きかけるべきであると思うんですけれども、見解を求めます。

次が、障がい者対策についてであります。

障害者自立支援法が10月から本格施行となります。すでに障がい者には原則1割の応益負担を押し付けられている一方、障害者施設には報酬の単価が切り下げられ、これが押し付けられました。そして大幅な利用者に対する負担増により、施設から退所する、あるいはサービスの回数を減らすと、あるいは抑制するという動きがどんどん広まっております。施設の経営そのものも非常に厳しい深刻な状況が噴出をしております。10月からは、これに加えて、市町村の事務事業である障害程度の区分の認定、それに基づいて支給決定、それで新たに地域生活支援事業の開始などが始まり、自治体の責任も一層問われることとなります。

障害者自立支援法は、国が社会保障予算を削減をする、そういうことを目論むなかで作られたものでありまして、私どもが懸念されたとおりに、障がい者の自立を支援するどころか、自立阻害す

ることになっております。

私は、この法案が国会で審議をされていた昨年の6月議会で、応能応益負担導入により、障がい者の負担増の大改悪を指摘しまして、法案を撤回させるために市長は関係機関に働きかけると、かけるべきじゃないかということをお願いしました。しかしながら、この法案が通ってしまいましたが、その後も、私は、障がい者の負担の軽減対策を市独自で実施をすべきじゃないかと。同時に関係機関にも、この法案が問題なんだから見直しを要求すべきじゃないかということを度々主張してまいりました。しかし、市長は、国、県に対しては働きかける意思はまったくない。市独自でも軽減対策を実施する考えがないということを度々表明してまいりました。

しかしながら、県内でも、全国でも、日本共産党は障がい者団体の皆さんと共に、国とも何度も、あるいは県とも何度も交渉をしまして、あるいは県議会においても、日本共産党の加藤県議がこの問題を取り上げました。そういう中で、大分県自身も、ついにこの障がい者の負担増の実態を認めまして、県独自の要綱を作って、10月から一部助成を実施することに踏み切ったわけでありませぬ。

同時に、県下の市町村でも、大分市、そして別府市、日田市と次々と、この実態を踏まえて、これでは、国の制度では障がい者の負担がたまるんということで、独自の軽減策を実施をすることになり、今度の議会に提案されております。

よって、この県の助成制度を分析してみましても、これは一部の事業の助成であり、市内のこの障がい者の、今回自立支援法に基づく負担増になった方々の全てに助成されるものではありません。よって、この全ての方が、いわゆる負担増になった全ての方が市独自で助成できるような制度が望まれておりますので、そういう負担軽減制度に豊後高田市も10月から実施をすべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

それから、1割負担増になって、障がい者やその家族、それから事業をやってる施設、事業所です、そういうところにどういう影響が出ているのか、実態調査をして問題点を掌握する。施設の側からは、国にどういうことを要求して欲しい、障がい者の方からは、この制度の矛盾を聞いて、国の制度をどう変えて欲しいということをお願いしてです、それを政府に働きかけるべきじゃないかと思うんです。

広瀬知事は、障がい者団体のこの前の申し入れに対して、国の制度がけしからんという発言をしましてです、国に私は堂々と主張しますということを表明して、まあ赤旗新聞では全国版で話題になりました。評価をされております。それぐらいに永松市長もやっぱり実態をつぶさにつかんで

です、やっぱり国の制度を大本から変えると、本来なら市独自の施策を取らなくても済むようにすべきだと思うんです。この制度は国そのものが一番問題なんです、その辺の市長の見解を求めます。

次が、10月から実施が義務付けられました地域生活支援事業についてであります。

これも先の議会で、未だに事業計画がない。予算も一銭たりとも提案されていないのは怠慢ではないかと追及をいたしまして、ようやく今回予算が出ましたけれども、県下の状況から見ましたら、豊後高田市最低であります、これは。よってです、この事業計画の事業名と予算額、住民負担の有無などについて明らかにしてもらいたい。これについては、基本的には無料にすることも市長の判断でできるような法律になっています。うちの事業では無料で全部できるのか、有料化するものもあるのか。もし有料化する場合には、宇佐市がやっているように、減免制度を作って、低所得者については基本的には負担をさせないと、そういう制度を作るべきだと思うんですけれども、市長の見解を求めます。

次が、重税対策についてであります。

これは、これも自民党、公明党小泉内閣の下で次々と法改悪がやられまして、老年者控除、公的年金控除の縮小、それから住民税の非課税限度額の廃止、定率減税の半減、あるいは今度は来年から廃止、完全廃止と、次々と制度の改悪が強行されまして、豊後高田市でも、一昨年は住民税が4,000円であったものが、約10倍に跳ね上がった方が出てる状況であります。もう全国でこれが話題になっています。そういう方々については、年金は全然上がらなくても、制度改正によって住民税や所得税だけが上がったと、それに連動して国保税が上がり介護保険料も上がったと。介護保険料については、あまりにも上げ幅が高いために、国のほうは3年間緩和措置を取って、今年、来年、次というふうに上げるようになってるんですけども、豊後高田では各対象者に納付書を送付しておりますけれども、3年間こういうように上がりますよということは全然知らせてない。また来年不満が爆発します。これも問題だと思うんですけれども、何にもお年寄りにはその通知、お知らせをしないままですよ、相談しないまま、説明もないまま、増税が押しかけられてるわけですね。この事を市長はどのように認識されてるかを、まず市長の認識を聞きたいんです。私は日本共産党の議員としてこれまで30何年間頑張ってきたけれども、今ほどです、お年寄りに対してひどい仕打ちはないと思うんです。収入は変わらないのに税金だけが10倍上がるんですよ、ね。それぞれが、ほんと収入が上がったというんならわかるんですよ。収入が上がらなくても、その制度改悪で

大変な事態になってる。このことをどう市長は認識してるのか。

まあ、介護保険は3年間の緩和措置がありますし、医療費についても2年間緩和措置ができるようになりましてけれども、私はその緩和措置を延期をさせるべきじゃないかと。あるいは障害者手帳を持っていなくても、要介護者については市長が証明すれば障害者控除ができる。そうすれば住民税がかなり下がるし、それぞれ下がることになるので、そういう手続きを先進地ではどんどん市長が先頭を切ってやっていますが、豊後高田でもそういう先進例に並んでですね、やっぱり減税対策に取り組んでもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

次が、企業誘致と雇用問題についてであります。

中核工業団地に新しく2社が進出が決まりました、いま建設中であります。それでもまだ膨大な土地が草ぼうぼうと生えた状態で放置をされておりまして、本当に見苦しい寂しい状況であります。この土地につきましては、ずっと長年、固定資産税が免除されております。水道から下水道から先行投資をされておりまして、もう利息で負われておりますけれども、やはりこういう状況を財政問題解決するためにも、やっぱり早く、市民にとって好都合の企業誘致に特別力を入れるべきだと思うんですけれども、市長のその、今後どう取り組んでいくのか、決意のほどと、いやその、どういうことをやるんだということを市民に表明してもらいたいと思います。

それからもう1つは、いまこの企業で働いている労働者の実態、全国で問題になっておりますように、派遣労働者や請負労働者、いわゆる非正規の労働者が急速に全国的に増える。大分県でも急速に増えて、本当に正規職員に比べてみて安い賃金で、社会保険もないなどなど、劣悪な労働条件の下で働かされ、青年たちが結婚するにも結婚できない、子ども産めない、そういう状況があることはご承知でしょうか。この誘致企業に対するこの雇用の実態を明らかにしていただきたいと思います。

そして、この誘致企業につきましては、税金の免除をするとか、あるいは特別融資の奨励金を貸し出すとか、水道料金もずっと補助金を出してあるわけでありまして、そういう企業については非正規職員を正規職員として採用せよということ、自治体の長としてですね、申し入れるべきじゃないかと思うんですけれども、その辺の市長の見解を求めます。

次が、団塊の世代の退職者の誘致問題であります。

1947年から1949年に生まれた団塊の世代は全国で700万人、大分県内でも約7万人ぐらいといわれております。で、いよいよこの世代

の方々、来年から定年を迎えます。定年後の第二の人生をどのように生きようかと模索をしている方が多いのではないのでしょうか。自然や空気のいい田舎暮らしをしたい、あるいは写真や絵画など趣味を活かして田舎でのんびり暮らしたいなど考えている方も、全国でたくさんいるのではないかと思います。で、幸いにしまして、昭和の町がマスコミで度々取り上げられ、豊後高田は全国的にも有名になってきております。それで、また、かねて、年金で豊かに暮らせる町として、書籍でも豊後高田市が大きく取り上げられたことがあります。で、まあこの豊かな環境、この良いところに、畑地など野菜なども作れるように、そういうような団塊の世代を誘致するための団地作りとか、空き家を特別整備をして、安く貸し出すとか売り出すとかということも含め、などなどしてですね、この受け入れ態勢の整備に力を入れて、豊かな自然や恵まれた史跡、文化財、人情溢れる高田の人々などを紹介してですね、高田は田舎暮らしにもってこいの町なんだと、情報発信をすれば、定年後の第二の人生をこの豊後高田で暮らそうと、そういう方が多いと思うんです。よって、いま、昭和の町と抱き合わせにですね、マスコミにも情報をどんどん提供して宣伝してもらおうと、インターネットを使ってでもこれを売り出して、やっぱりできたら、かなりの給料をもらった年金額の多い方がこちらに進出してくれれば一番ありがたいことだと思うんですけれども、そういう努力をしてもらいたい。

これまでどう取り組んできたかは、私ども調べておりますし、今まで議論を聞いてきましたので、今後どうするのか。もう長くなくてもいいですから、今後の市長の意気込みを示していただきたいと思います。

次が、ごみ袋問題であります。

これもアンケートでもうすごい意見なんですけれども、1、2紹介しますと、ごみ袋で儲けるなど市政ですることではないという意見、おむつが大量なので、ごみ袋代にばかりお金はかけられないと、ミルク、おむつ代だけでも月に2万円はかかるんですよ。あるいは、ごみ袋に料金がかかるのは税金の二重取りではないか、無料にして欲しいなどなど、意見があります。

佐伯市では、市長が市民の要望に応えまして、1枚10円だけ今後下げていこうと、今度の9月議会に条例改正案を出しております。高田でも、そうこれも、ごみ袋を売ってあれだけの儲けを上げることはないんですから、やっぱり10円下げる、最低でも5円まで下げると、もうそれだけ市民の皆さんはわずか5円、10円のことを言うぐらいにですね、これだけ増税、介護保険料が上がる、医療費が上がる、生活が苦しいんですから、やっぱりそういう引き下げを検討すべきではない

かと思うんですが、見解を求めます。

それから、乳幼児や寝たきり老人など、紙おむつを大量に使う世帯について、宇佐市の会議録を読ませてもらいましたけれども、宇佐市では、来年度からそういう赤ちゃんを持ってるところ、お年より家庭でごみの少ないところについては、特別な助成をしようと、来年4月までにはどういう方法をとるかということをやいま検討していることが議会で答弁されています。よって、豊後高田においても、そういう方々にごみが大量に出る、あるいはごみが少ないね、あるいは少ない方には小さい袋をもう1っこん作るという方法もね、それから紙おむつを使う寝たきり老人などに対しては特別助成をするという方法など考慮できないのか、市独自の負担軽減策が検討できないのか、市長の見解を求めます。

次が、入札制度の改善についてであります。

新聞、テレビでご承知のように、もう長い間、全国で次々と公共工事の入札での談合が行われていることが大きな社会問題となっております。よって、電子入札の導入、そして一般入札に切り替えるように改善すべきではないかと思うんですけれども、どうなのか。

それから、談合防止対策について、やっぱり市独自の談合情報が寄せられた時などには、今はうちの要綱を準用しておりますけれども、他市のように、市独自の要綱を作るなどして厳正に対処をすべきではないかと思うんですけれども、市長は今後談合防止対策にどのように取り組む考え方なのか、明らかにしていただきたいと思います。

それから、あと細かいことですが、市長の政治姿勢が問われる問題で、市長がワンマンだ、ワンマンだと言う声が随分ありますので、もっともといわゆる庶民の声に謙虚に耳を傾けると、声を大事に取り上げるという姿勢を貫いて欲しいと思うんです。そのために、これは田染の方から私のところに電話がかかってきたんですけども、田染のあの公民館とかね、できたら病院まで含めて、もう誰でも気安く市長にものが言える、提言ができるように、意見箱を置いてもらえんかと、切手を貼らんで済むんじゃないかと、で、それを時々職員が開けて市長に見てもらおうというくらいしてもらったらという意見が出ました。なるほどなと思います。いま、市役所では本庁の市民課にあるだけなんで、何とかそれぞれの公民館、支所を含めて設置することができないのか。あるいは、よその市長は、市民から直接メールでどうぞ市長に意見を上げてくださいということインターネットで発信しておりますが、そういう方法などできないのか、聞いておきます。

次は、桂川の整備と管理についてであります。

新聞報道によりますと、市長が国土交通大臣に桂川の再生について提言したと。何とか力を貸し

て欲しいとお願いに行ったそうなんですけれども、どういう事業内容なのか、今後どうしようとするのか、私たち議員は誰も知らない。ちょっと説明をしてもらいたい。

私は、桂川を整備するのもそれはいいことだけでも、今までの状況を見たら、もう何度も何度も整備をしてるけれども、整備をして先に公共工事ありきで、あとはもうほったらかすと。あの河川プールの横のあの河川公園についても、草の山、マムシの巣になってる。それから、花いろの横についても、あれだけ莫大なお金かけて整備したけれども、もうほったらかし。それからもっと上のほう、出会い橋の近くについても、魚が棲めるような巣まで造っていろいろ金かけたけれども、あとはもう穴が埋まってしまふ、草がぼうぼうと、ね。で、整備した以上は、それが生きるようにね、公共工事やる特定の土建業者だけが儲かるんじゃないで、それが市民のためにね、使えるようにね、管理維持体制を確保すべきだと思うんですけれども、その辺どう考えるのか聞いておきます。

最後に、火葬場の問題です。

これもですね、いっぱい意見が来ましたが、1、2紹介しますと、昭和の町もいいけど、昭和に頑張った人たちをきれいな場所でお見送りをしてあげたいと思います。それから、最後の最後にあんな汚いところで焼かれるなんて考えると、哀れに思います。やると決めてから長いのは、市長の努力がないからではないかと、こういう指摘があります。

よって、もう長い間の懸案事項なんですけれども、もう用地の確保ができたのか。この進捗状況や今後どういう方法で建設して、いつまでに、いつから市民は新しい施設で使えるのか、市民の前に明らかにしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 大石議員の政治姿勢についてお答えをいたします。

まず、憲法改正についてでございますが、憲法第96条第1項には、改正は国民の承認を経なければならないと定められております。したがって、憲法の改正は国民の広範な議論が必要であるとともに、国民の意見が反映されるよう国政の場を中心に議論していただきたいと思います。

次に、教育基本法についてでございますが、現行の教育基本法は、昭和22年に公布施行されたものであり、約60年が経過した今日、制定当時とは社会が大きく変化していることに伴って、教育のあり方も変容を遂げています。さらに、教育全般について様々な問題も生じており、新しい時代の教育の基本像を明確に示し、それを確実に実行するために教育基本法の改正が先の通常国会に上程されました。審議の末、継続審議となったこ

9月13日

とはすでにご案内のとおりであります。

この件につきましては、第2回定例会でご答弁申し上げましたとおり、一地方公共団体の首長が是非を判断することは差し控えるべきだと考えます。

その他のご質問に対しましては、助役及び担当課長に答弁させます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 助役都甲昌勲君。

○助役(都甲昌勲君) 大石議員の入札制度についてお答えをいたします。

電子入札システム導入時における一般競争入札制度の導入についてでございますが、本制度は、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多くなり、競争性が高まるという利点があります。またその一方、施工能力に欠ける者が落札をし、公共工事の質の低下をもたらす恐れがあること、また、不良不適格業者の排除が困難である等の問題もあります。議員も昨日の議案質疑の中でも申されておりましたけど、近年の公共工事業量の減少傾向にあるなか、地場企業の育成も図っていかねばならないと考えておるところでございます。こうした観点から、現在のところ、一般競争入札制度実施については考えておりませんので、ご理解を願いたいと思います。

次に、入札談合情報対策等についてでございますが、大分県の談合情報対策マニュアルに基づいて現在のところ対応することにしております。しかし、入札制度の透明性、公平性の確保が求められているなかでもあり、今後市独自の対応について研究していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員の、障がい者対策、各利用料に対し市独自の助成制度と、それから障害者自立支援法の問題点を把握し、政府に対し改善要求をと、それから地域支援事業の事業計画及び無料化について、の質問にお答えいたします。

各利用料に対し市独自の助成制度及び障害者自立支援法の問題点を把握し、政府に対し改善要求を働きかけることにつきましては、昨日の議案質疑で、近藤安夫議員に答弁したとおりでございますので、ご理解を願います。

次に、地域生活支援事業の事業計画及び無料化につきましては、必須事業の実施予定といたしましては、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業であります。

また、その他の事業として、福祉ホーム事業等を予定いたしております。

現在、利用料等内容につきましては、各市の均

衡を図る観点から調整をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、重税対策、寝たきり高齢者の障害者認定についてお答えいたします。

寝たきり高齢者の障害者認定につきましては、所得税法施行令第10条第7項の規定に基づきまして、現在対応いたしているところでありますから、よろしく願います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 税務課長河野清一君。

○税務課長(河野清一君) 大石議員の重税対策についてお答えします。

ご承知のように、税につきましては、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担するという性格や、応益負担の原則がございます。このことから、少子高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に直面している社会の現状及び将来を見据え、現役世代の活力を維持しつつ、世代間及び高齢者間の公平を図ることから、均等割の非課税規定、老齢者控除、公的年金の控除額、個人住民税の非課税規定、定率減税等の見直しについて国会で審議され、地方税法等の改正が行われたものと思っています。

また、これらの改正に伴い、高齢者に対しましては負担増となり厳しいと思われるかもしれませんが、急激な負担増を避けるため、激変緩和措置が講じられたものと認識しています。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。

○保険年金課長(小野俊久君) 大石議員の重税対策についてお答えいたします。

介護保険料の周知につきましては、市報4月号に掲載し、周知を図ってきたところでございますが、引き続き市報等でより詳しい内容の周知を図ってまいります。

次に、激変緩和措置につきましては、平成17年度税制改正に係る介護保険料の急激な変化に対応するため、保険料基準額に対する割合の引き上げを、平成18年度、平成19年度において段階的に行い、平成20年度において本来の割合となるようにするものであります。

具体的に申し上げますと、平成17年度に、(○40番(大石忠昭君) それは説明受けてない、私求めてないよ、それは。)

いいですか。

(○40番(大石忠昭君) そんなこと質問したんですか、そんなこと。)

はい。途中省略しまして、最後に、激変緩和措置の制度につきましては、平成18年度、平成19年度の措置と定められておりますので、現行制度で実施してまいります。

(○40番(大石忠昭君) 質問していることに全然答えてないじゃないか、私の質問に対して。)

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。
○建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の、重税対策の公的年金控除縮小等税制改正による市営住宅の入居者使用料に係るご質問に、
(○40番(大石忠昭君) それも質問してない。質問してないですよ。)

聴き取り時にありましたので、失礼いたしました。

(○40番(大石忠昭君) 質問してないです。省いています。)

はい、わかりました。失礼いたしました。

桂川の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず桂川の整備についてでございますが、桂川はホーランエンヤや裸祭りなど、本市の歴史と伝統の舞台となっております。しかし、昭和19年の台風水害を始め度重なる水害を契機に、桂川下流部を中心に護岸工事が行われ、水害被害等は解消されたものの、景観や親水性に欠けるとともに、一部には土砂堆積も見られる川となっております。

こうした中、昨年末に九州大学大学院工学院研究員による下流域住民1,000世帯を対象に行った桂川再生に向けたアンケート調査において、今後の桂川の方向性として、自然が豊かで昔の川のイメージを持った川という結果が示されております。今後については、昭和の町や、昭和の町と調和するよう、豊かな川の流れと水量を蓄え、地域住民はもとより、観光客の皆さん方が近づいてみたくなる川の風景を取り戻していきたいと考えております。

また、維持管理については、人が集まる場所や人と川とが接しやすい箇所等を中心に、河川での活動を行う任意団体、流域住民等を始め河川管理者である県にも協力をお願いしながら、市民に親しまれる桂川づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長桑原茂彦君。
○商工観光課長(桑原茂彦君) 大石議員の、企業誘致と雇用問題についてお答えいたします。

まず、大分北部中核工業団地への企業誘致促進対策についてでございますが、現在、大分北部中核工業団地にはキャノン関連企業が3社操業しており、本年2月、新たに1社操業を開始いたしております。また、北部九州におけるダイハツ九州を始めトヨタ、日産など各自動車産業が集積し、非常に活況を呈している状況の中、大分北部中核工業団地へ自動車関連企業が2社、工場建設を行っております。さらに、美和工業団地においても1社が工場を増設いたしております。また、今後大分北部中核工業団地に立地を検討されている企業が数社ありますので、市といたしましても、引き続き大分県及び中小企業基盤整備機構と連

携し、全力で企業誘致に向け取り組んでいきたいと考えています。

雇用に関する件につきましては、尾上議員のご質問に市長よりご答弁申し上げましたように、6月から8月にかけて63名、その後、企業就職合同説明会以降10名、合計73名の正規社員の採用が決定いたしております。

なお、企業就職合同説明会に参加いただいた方の中で、今後の面接予定者につきましても、できるだけ多くの豊後高田市出身者や、地元の方を優先して採用いただけるようお願いいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 大石議員の、団塊の世代退職者対策についてお答えをいたします。

団塊の世代の定年退職者誘致対策につきましては、先程明石議員のご質問にご答弁申し上げましたとおり、しっかりとした受け入れ態勢づくりが重要であると考えているところであります。都市に暮らす団塊世代の方々の本市に移住するにあたっての要件等を把握するなかで、必要な誘致対策や情報発信に取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 環境課長水江義和君。

○環境課長(水江義和君) 大石議員の、ごみ袋についてお答えいたします。

これまでも議員のご質問にご答弁申し上げましたように、指定ごみ袋の導入につきましては、ごみ処理経費を負担していただくことによって、ごみ減量化やリサイクルの推進の市民意識の高揚が図れること、また、ごみ排出量に応じてごみ処理経費を負担していただくことによって、公平感の確保が図られること等により、合併時に県下の状況等充分検討した結果、指定ごみ袋大25円、小15円の導入を行ったものでございます。

次に、ごみ袋の助成制度についてお答えいたします。

ごみ袋の助成制度の取り組みにつきましては、子どもを出産した保護者に対し、平成17年度から豊後高田市出産祝品制度により、新生児の紙おむつ処理等に使用するごみ袋を1人につき60枚支給をしているところでございます。その他の助成制度につきましては困難でございます。

次に、火葬場についてお答えいたします。

火葬場の建設候補地につきましては、新たな真玉地区内の用地を建設候補地として、隣接する自治会の住民の方々を対象に、ご理解とご協力が得られるよう、重ねて住民相談会を開催してきたところでございます。住民相談会では、建設候補地

とした理由等の反対意見が出されております。今後におきましても、ご理解とご協力が得られるよう、引き続き住民の方々と話し合いをし、早期着工が図られるよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 総務課長鴛海 豊君。
○総務課長（鴛海 豊君） 大石議員の、対話市政についてのご質問にお答えいたします。

市民意見箱につきましては、現在、議員も申されましたように高田庁舎の1階に、市民提言用意見箱を設置し、市政に関する意見や提言等を受け付けております。また、市のホームページ上でも、問い合わせのコンテンツを作成し、市政提言用意見箱と同じ取り扱いをしてるところでございます。現在のところ、市政提言用意見箱等の拡充は考えておりませんが、今後その必要性等については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。
○市長（永松博文君） 高齢者に対する税問題について、市長はどう思うかという話をご質問でありましたが、確かに年金取得の控除が縮小され、老齢者控除がなくなるということの中で、いろんな税が負担が多くなったということは、非常に高齢者、特に金額の大きい高齢者に非常に負担がかかるのではないかと、そういうふう感じております。

（「ちょっと10分ほど休憩してくれんかえ。」の声あり）

○議長（菅 健雄君） それでは10分間休憩します。

午後3時17分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 再質問をいたしますが、もう時間が後20分ほどですので、質問の趣旨に答えてですね、市民がわかるように、簡潔、明解に答えてもらいたいんですよ。誠実さが欲しいと思うんです。で、まあ課題が多いもんですからね、絞りたいと思いますけれども、どっからいきますかね、もう障がい者の問題でいまして、1、2の項は、昨日の近藤議員に答弁したとおりなどという答弁がありましたけれども、私がなぜ、そういう答弁では市民は納得しませんよということですね、再質問をしますので、今度は、先程の答弁のとおりなどという答弁じゃなくて答えて欲しいと思うんです。

まず、私が問題にしましたように、この法律そのものが大問題だったんですね、だから私は、法律をやっぱり見直せ、撤回させよということ働きかけるという趣旨から頑張ってきたんですけど

ね、実施することになったら、さらに見直しを要求せよと、これがそのまま実施されたら市民は大変な負担になるよということを指摘しましたね。しかし、あなた方の答弁は、上限を設けてね、それぞれ段階を設けてるから、所得の低い人についてもその分上限が低いから問題がないという立場をとってきたんですよ、ね。しかし、それが全国で問題になって、それぞれ国に向けて制度の改善を求める運動と同時に、取り急ぎ今のこの場をしのげということで、県、市独自の施策がきちっと打ち出されてるわけですね。

よってですね、今から質問する1つは、今回、広瀬知事が思い切って決断下しましてね、あれだけの助成することになりましたが、この助成、今回予算も提案されてるんですけども、高田で実施した場合に、これに対象しないで、いわゆる利用負担がかかっている方で、これ県単事業がかからない、恩恵を受けない方がどれだけおるといように判断できるのか。もうすぐ出ますね、これは。

それから2つ目は、あなた方が言ってきた上限を設けてるんだから問題がないと、もちろん生活保護者はね無料ですし、あるいは社会福祉法人に入ってる方で非課税については半額になりますから7,500円で済むという、そういうのも全部知りきってるんですよ。私が2つ目に聞きたいのは、上限を設けてるから問題ないということを書いてきたんだけど、上限を超えるぐらいに利用料を負担した人が、何人ほどあったのか。実績で明らかにしてみてください。

上限が高すぎるからですね、上限ほど使えないんですよ。だからそれぞれ大分、別府などではね、上限を半分にするように助成することになったんだけどね。

それから、社会福祉法人の利用者についてね、半額になる制度がありますが、これもこれまで問題にしてきたんだけど、それやるんだという。これの実績ですよ。何人ね、この障害者支援法によって利用料を払ってる方の何人がその社会福祉法人の助成を受けられておられるのか、明らかにしてください。

よってですね、次の質問は、そういうこれまでの国の制度の軽減制度では、あまり役に立ってないということなんですよ。よって、県や、よって市町村が、独自の施策を作らなければ、障がい者はサービスを利用すればするだけ負担が増える、ここに問題があるんですね。応益負担だから。これ使ってくれなければ経営者は成り立たないと。経営者と利用者が対立するシステムになってるんですよ。だからよって、その市独自の助成は、10月から、大分や別府やあるいは大分県の県独自の施策に合わせて10月から一斉に実施をすべきだと思うんですが、それができるのかどうかというのが大きい質問の1つですね。

2つ目の大きな質問は、実態調査の問題で問題点を掌握して政府に働きかけたらどうかということで、これも昨日の答弁のとおりみたいなこと言いましたけども、あなた方の答弁では、実態調査はしてないみたいな答弁をしてるんですよ。私が調べたところによると、そうじゃなくて一定の調査をしてるから、前回私の答弁に対してあれだけの答弁をしたんじゃないんですか。実態調査してなかったらあんな答弁できないでしょう。具体的数字出したんですよ。どれだけの人が軽減を受けてる、どれだけの人が利用を控えてる、あるいは利用を増やしたというまでやったんですよ。

よってですね、改めて実態調査をされて、で、利用者におけるこの制度に対してどういう問題をはらんでるのか、施設経営者についてもどういう問題をはらんでるのか、市町村にとって、豊後高田市においても、自治体においてもですね、どういう問題をはらんでいるかを掌握をして関係機関に働きかけてもらいたいと思うんですけど、それができるかどうかね。

もう1つの質問は、最後の地域生活支援事業についてなんです。先程、私は無料化を目指すと言ったけれども、まだ各市の調整をつけると言いましたけど、私は全部掴んでいますよ、県内の状況。豊後高田市が一番事業量が少ないんです。未だにそれを明確にしてないんです。もうどこでも有料にするのはこれとこれ、無料にするのはこれこれ決めてますよ。見せましょうか資料を。資料に全部なってますよ。あまりにもひどいんじゃないですか、これは。これはいわゆる地方分権ということで、10月からは市町村の権限で事業が実施できることになったんでしょう。必須事業とその他の事業を分けましたけども、必須事業のいま5つありますね。それぞれ事業別の予算を明らかにしてください。大分県で豊後高田市最低。その他の事業でいくらなのか明らかにしてください。これは国が200億の事業です。

よってですね、これについてもやっぱり国に向けて予算の増額を要求してもらいたいと思いますけど、市長はどうなのか。

それから有料にするものがいくつかあるようですよけれども、まだ発表してないけん、あるようですよ。よって、宇佐市のように市独自の軽減、減免制度ですね、非課税世帯についてはもう免除するというのを絶対つけるべきです、市長。これをまだ答弁してないんですよ。ぜひ答弁をしていただきたいと思います。まあそのくらいにしときましょう。

あとの増税対策の問題でね、せめて障害者手帳を持ってる方は、障害者控除ができるんですけども、その他の方についても国がですね、市長が認めればできるというふうになってるんですよ、法にもう明記されてるんですよ。

鹿児島市では、対象者に全部申請書を添付してですよ。申請書付けてですよ、こういう方法をとればあなたの税金安くなりますので、どうぞ申請してくださいというまでやってるんですよ。だから高田は、私とこは対応しております、よろしくなんか言ったね、私が聞いても全然知らなかったのが、対応してますと。対応してますち、どうい対応したんですか。何件これ、今年度で何件、昨年度で何件認定書を出してますか。このことよって、要介護者が障害者控除を受けられたんですか。もうそんなね、あまりにも態度が傲慢じゃないですか。やっぱり鹿児島の市長に見習ってね、制度あるものを使って、市長自身が大変なんだということ認めたらだから、やっぱこういう制度に乗せてやるという方法をとるべきじゃないんでしょうか。

それからもう1つは、誘致企業の雇用の実態で、まあ現在の水道料金やあるいは優遇措置をやってる誘致企業についてのね、労働実態がどうなってるのかというの、答弁がないんですよ。どういうことなんですか。そこにトヨタの寮がずっとありますね。数えてみたら82世帯あるんですよ。全部入ったら82人だと思ってるんですよ。この中で住民票がある人何人おるんですか。ほんの僅かでしょう。住民票のない労働者がこれだけ多くて、いや誘致企業に働いています、働いてます、豊後高田市には税金は全然落ちなんじゃないんですか。やはりそういう労働者が、豊後高田市に住民票を置いてね、高田で、将来高田で家でも建てて、子どもを産んで育てて頑張るといいうぐらいにすべきですよ。

聞いてみたら、もう何日かおきにどんどん入れ替わるようなね、本当にね、もうやっぱ人間扱いされてないと思うんですよ。これではね、日本の将来が危ないですよ。若者たちが安心してねえ、暮らせる、結婚ができる子どもを育てられるようなね、環境をつくるために、やっぱ自治体応援せんといかんと思うんですよ。誘致企業については、市長がね、乗り込んでいってね、そういう話をすべきじゃないんですか。正規、企業にね、年間これくらいもっと増やしてくれと、そういう働きかけができないのか、このねえ、やっぱり非正規雇用の本当に劣悪な状況で働かされてる人たちのね、権利を守るために、市長は長としてどういう働きをするのか、市長の見解を求めたいと思います。

それから、入札の問題でね、いまインターネット取れますからね、大分昨夜取ってみたらね、つい最近の2日間の状況を見ましても、大分は予定価格の差がね、昨日取った分だけでもね、たったこのくらいですけどね、62パーセントなんです、低いところもね。もっと安いのあるかもしれませんですけど。うちは一昨日入札しました給食セン

9月13日

ターでもね、98.8パーセントなんです。どこから見ましてもね、県下の中でうちが一番高いとなってるんです。もうそら談合やらなくて上手になったんということかもしれませんけどね、やはり、やっぱり問題になってるのは、よそに比べまして、豊後高田の場合は指名業者があまりにも少なすぎるとね。大分もこんなに（聞き取れず）ますよ。60何パーセントで取れる状況を見ましたらね、ただ電気料、水道料を辛抱しよしろと言うことじゃなくて、こういう大きなところにこそね、やっぱり改革をすべきじゃないかと思うんですが、市長どうですか。そういうなんとかね、やっぱり1億円以上の工事についてです、1億円以上については、一般競争入札を導入するというぐらいのことはできませんか。

それから、ごみ袋についてね、いま、乳幼児については60出してね。あとはできませんというんだけど、あとはなぜできないんですか。これを1年間分ぐらいね、出すとか、紙おむつの多いお年寄りにも出すという方法が検討できませんか。それは。市長の政治姿勢が問われる問題。

それからもう1点ね、前も2番議員が何度もね、要求しております、すごいなと思ったんだけど、やっぱりごみの小さい人には小さい袋でいいよと、15円じゃなくて10円の袋でいいよというね、もう1こん新たにね、小さい袋を作ったらどうですか。これもね、アンケートではすごいです。要求が。これは市長市民の要求に応えるべきですよ。本来ならレジ袋でよいんだけど、レジ袋が認められないというんならね、やっぱりもっと10円ぐらいの袋を作るべきじゃないですか。

以上で再質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、私から雇用についてお答えをいたします。

誘致企業につきましては、正規雇用について、できるだけ正規雇用してくれという要望はしていきたいと思っております。

以上であります。その他については担当のほうから。

○議長（菅 健雄君） 助役都甲昌勲君。

○助役（都甲昌勲君） 入札制度の再質問についてお答えをいたします。

ただ今、1億円以上は一般競争入札できないかというご質問でございましたけど、先程申し上げましたような観点から、今までどおりのものでいきたいとそういうふうと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長（大園栄治君） 大石議員の再質問にお答えをいたします。

まず、10月から実施を予定しております地

域生活支援事業の予算額についてご質問がありましたので、お答えいたします。

相談支援事業につきましては250万円、コミュニケーション支援事業につきましては6万1,000円、日常生活用具給付事業につきましては154万9,000円、移動支援事業につきましては75万円、地域活動支援センター事業につきましては498万円であります。また、その他事業としましての福祉事業につきましては134万4,000円、それから就労継続事業ということで、ひまわり園の事業につきまして、その他でも予定をしております635万円ということで、予定をいたしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、国に対しての問題点等の働きかけの質問でございますけども、実は実態調査のご指摘もいただきましたけども、昨日の岡部議員の質問にもお答えしましたように、家族あるいは施設等の今回支援法の影響につきまして、把握等の調査はいたしておりませんし、現状、考えておりません。

それから、近藤安夫議員の答弁にもお答えしましたように、県と同様に、国に対しても働きかけをするというお答えをしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、軽減策につきまして、10月から実施できるかということでございますけども、実施に向け努力をいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、地域支援事業の部分で無料か、有料かという部分のご質問がございましたけども、それらも含めて、各市と調整を図っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、増税対策の部分ですけども、先程所得税法第10条の施行令のお話をしましたけども、本市につきましても14年度から実施をいたしております。昨年1件の認定をいたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

あと、県単事業にかからない人の人数、それから負担上限を超える人が何人おるか、あるいは社会福祉法人の助成を何名受けられるかというご質問の分につきましては、現在ちょっと調べさせておりますから、後程答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

○環境課長（水江義和君） 高齢者等のごみ袋の助成制度の取り組みでございますが、指定ごみ袋制度は、ごみ処理経費の一部を市民へ負担をお願いするものでございます。本年度よりごみ処理経費等の旧大田村の負担分がなくなるなど、大変厳しい状況にありますので、導入は困難でございます。

次に、ごみ袋の小さい袋の取り組みでございますが、合併導入時に、このごみ袋の大きさ等につきましては充分検討を行ってまいりました。旧真玉町、旧香々地町では、このごみ袋の小の需要が少ないとの実績がありましたので、今回新しく新市になっての導入時には、この小を30リットルにしたという経過がございます。ですから、小さい袋の導入については行いませんでした。今も考えておりません。

以上でございます。

○40番(大石忠昭君) えーとね、答弁がないんですよ。生活自立支援事業のね、宇佐がやるように、その分の減免制度ができないかと。市長どうですか、これぜひやってもらいたいですよね。他の制度は大分、別府並みのものを作るといいますから、今度は生活支援についてもね、独自の施策を作ると。宇佐はもうやるようになってね、実質ですね、非課税世帯はもうゼロになるんですよ。そうやってもらえませんか。

それともう1こん、税金対策で市長自身が大変認めただから、大園さんの、今まで14年間1件しかないでしょう。だから鹿児島に習って、せめてね、本人に通知しないでも、何らかの市報などでね、そういう法がありますということを広報することができますか。それだけ教えてください。金が要ることではないんだから。

まあ、そら市長それは答えて、当然のことですわ、それは。やるということをやればそれでいいです。調整しよるんだから。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員の再々質問にお答えします。

その前に、先程の人数の関係を調査しましたので、報告いたします。

県単事業の助成策につきましては、通所関連の部分については、ほとんどの人が該当するというところでご理解をいただきたいと思えます。

それから、負担の上限を超えている人につきましては、個別給付対象者を含めて50名、それから社会福祉減免の対象者が25名でございます。

それから、生活支援事業で宇佐市との問題が提示をされておりますけども、それらも含めて現在調整をしとるということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、増税対策につきまして、寝たきり高齢者の関連でございますけど、周知をしてまいりたいと思えますからご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○40番(大石忠昭君) 終わります。

○議長(菅 健雄君) 一般質問を続けます。

5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) 5番の岡部心介でござい

ます。通告に基づきまして4点について質問を行います。

まず、地域審議会の設置についてでございます。

本市におきましては、合併以後、様々な制度の改編が進められているなか、昨今、30戸以下の自治会については、来年4月1日をめどに統合再編が進められようとしております。本市1市2町の合併に際しましても、合併前から、民意が行政に反映されにくくなるのが懸念されておりましたが、今回この自治会再編にあたりましても同様のことが懸念されるところであります。市政について、先程来からもありましたように、市民の中にいろんな声が渦巻いているなか、市民の声が行政に活かされ、住民参加と市民との協働による地域づくり、地域振興、市長が掲げておられる融和の市政が進められていくなかでも、合併特例法に謳われております地域審議会の設置は、いよいよ欠かせない喫緊の課題ではなかるうかと考えます。審議会設置の計画について、その意向についてお尋ねをしたいと思えます。

次は、障がい者の雇用問題についてでございます。

小泉構造改革のもと、新自由主義と言われる、いわば弱肉強食の歯止めのない市場経済万能路線が進められた結果、急速な非正規雇用の拡大による貧困、経済格差がいま、深刻な社会問題となっている状況の中で、一方で、障がい者雇用の実態はどうなっているのかも大変懸念されるところでございます。

本市の障がい者の中で就業をしている人、あるいは就業を希望しながら職に就けないでいる人などの実態は把握がなされているのでしょうか。

また、障がい者雇用の促進等に関する法律には、障がい者の法律雇用率が1.8パーセントと定められておりますが、市職員及び民間企業には86名以上の企業ということで、本市には4社ありますが、この法定雇用率に達しているかどうか、本市における状況についてお尋ねをいたしたいと思えます。

次は、周辺地域振興対策についてでございます。

真玉、香々地の産業文化祭が今年から廃止をされました。市全体の産業祭「よっちょくれ祭り」に統合され、10月から開催の予定となっております。しかし、地域住民からは、40年もの長い間、地域に愛され親しまれてきた伝統行事を、地元の声も聞かずに市が一方的に変えてよいのかといった不満の声が上がっております。

去る12月議会、この産業文化祭の存続を求め私の質問に対して、担当課長は、産業文化祭の盛況振りを大変評価しながらも、将来的に統合、合理化、見直しが必要となってくるとして、今後地元の方々と充分議論し、実施体制や内容等を含め検討を行っていかねばならないと答弁をさ

9月13日

れております。

しかし、それ以後、私ども関係者と検討の場が一度も、一切持たれることもなく、今月9月の市報に、産業祭「よっちょくれ祭り」開催が掲載をされました。これはあまりにも地域住民への配慮に欠けるやり方ではないでしょうか。このような進め方について、問題意識はお持ちでないのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、廃校跡地利用についてでございます。

真玉地区には、小学校統合により真玉、上真玉に2つの小学校の廃校があります。廃校になってから今年で4年目になりますが、旧真玉小学校のごく一部、2部屋をいま、文化関係の教室に使われておりますが、そのほかは眠ったままとなっております。

過去、補修なども行われてきたために、大変状態もよく、まだまだ立派な建物が大変勿体ない、何とか有効活用できないかといった声がしばしば市民の中に聞かれます。今後、利用計画はあるのかお尋ねをしたいと思います。

それと付随しまして、私的な提案として、この空き校舎を都市部に住む美術家や工芸家の工房として貸し出すことはできないでしょうか。県下でも個人のアトリエやギャラリーとして、分校跡を活用し、地域の文化交流の拠点になるなど、地域住民からも大変喜ばれているというふうなことも耳にしております。こういう工房村的な文化拠点となるようなものができれば、文化面での振興あるいは定住対策、教育又はいろんな面での波及効果も生まれてくるという点も期待されるところであります。こういった点について検討の余地はないのかお尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 岡部議員の、地域審議会の設置についてお答えをいたします。

地域審議会につきましては、平成17年第3回定例会におきまして、近藤今朝則議員のご質問にお答え申し上げましたように、在任特例期間中では、各地域の代表であります旧1市2町の議員の皆さんが全員残っており、あえて地域審議会を設ける必要がないのではないかということから、合併協定では、地域住民の意見をまちづくりの施策に反映させるため、新市において必要に応じて措置するとなっております。したがって、在任特例後の新たな議会体制になった時点で、市民の意見をお聞きし、検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 岡部議員の、障

がい者の未就労者の実態把握についての質問にお答えいたします。

障がい者の未就労者の実態把握につきましては、8月に障がい者福祉に関するアンケート調査を実施したところであり、現在集計をしているところであります。

また、障害者就労生活支援センターにおいて未就労者の生活就労相談等でも、実態把握に努めているところであります。

なお、障害者通所授産施設においては、障がいのある方が一般就労に向けた職業訓練に取り組んでおり、中には一般企業へ就職した方もおられます。今後も、障がい者やその家族への相談活動等を通じ、就労支援ニーズの把握、生活支援に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 総務課長鴛海 豊君。

○総務課長(鴛海 豊君) 岡部議員の、障がい者の雇用についてのご質問のうち、市職員の障がい者の雇用状況についてお答えいたします。

本年度の調査基準日であります平成18年6月1日現在の障がい者雇用率は3.31パーセントでございます。法定雇用率であります2.1パーセントを上回っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長桑原茂彦君。

○商工観光課長(桑原茂彦君) 岡部議員の、障がい者の雇用についての市内企業の状況に関するご質問にお答えいたします。

企業の障がい者雇用の状況につきましては、事業主は障がい者の雇用の促進に関する法律第43条第5項において、毎年1回、厚生労働省令で定めるところにより、身体障がい者又は知的障がい者である労働者の雇用に関する状況を、厚生労働大臣に報告しなければならないとなっております。その調査においては、市町村ごとの集計値は公表されておらず、県全体、国全体での公表のみ実施されております。

なお、その公表結果を見ますと、平成17年6月1日現在では、法定雇用率は全国平均で1.49パーセントとなっております。

また、大分県では平均2.07パーセントとなっており、これは国の基準であります常用労働者数56人以上、56人と思えます。56人以上規模の企業の法定雇用率1.8パーセントを大きく上回り、全国で2番目に高い数値を示しているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 真玉市民センター長青野素久君。

○真玉市民センター長(青野素久君) 岡部議員の、周辺地域振興策についてお答えします。

本年度より実施されます豊後高田「よっちょく

れ祭り」につきましては、午前中、村上議員にご答弁いたしました。これまで真玉及び香々地地域で行われておりました産業文化祭を統合し、新市全体の産業祭、新たな秋祭りと位置づけて実施されるものでございます。

開催場所といたしましては、真玉地域では人が多く集まるイベントが少ないため、旧1市2町間のイベントの地域バランスも考慮し、真玉中学校をメイン会場として、10月9日に開催する運びとなったものでございます。

主要なイベントといたしましては、これまで別々に開催しておりました「そば祭り」と、「真玉夕陽コンサート」を1つのイベントとして実施いたすものでございます。

具体的には、昼間はメイン会場において「そば祭り」の各種イベントを始め、市内で取れた農産物、水産物を始めとした地域産品等の直売市場、市内の誘致企業等の紹介、あるいは製造している製品等の展示コーナー、小学生対抗大縄跳び大会、フリーマーケットなど、多彩な催しを予定しているところでございます。

さらに、夕方にかけては、日本の夕日百選にも選ばれた美しい真玉海岸の夕日を眺めながらの「夕日コンサート」がサブ会場である真玉海水浴場の特設ステージで行われるなど、朝から夕方まで一日を通して、本地域で楽しんでもらえるような内容となっております。

これまでの産業文化祭は、主として真玉地域あるいは香々地地域限定の行事でございましたけれども、これからは市全体の行事として行っていくものでございます。

このように、これまで別々に実施してきたイベントを1つに整理統合することによる規模の拡大により、相乗的な効果が期待できるとともに、より効果的なPR、かつ効果的なイベント運営が図られるものと考えております。

昨年12月の定例会において、議員のご質問に対し、こうした行事については、行政が主体ではなく、地元の各種団体等の皆様方の主催による実施が望ましい、あるいは合併前に旧1市2町で実施していたこういった同様な行事等については、統合や見直しが必要であるという旨のご答弁を、企画財政課長が申し上げたところでございます。

今回の新たな産業祭、豊後高田「よっちょくれ祭り」を検討するにあたっては、産業分野における市内の関係団体で構成する実行委員会を組織し、その実行委員会の中で祭りの名称や内容についての検討を行いながら、実施要綱を決定し、現在実施に向けて取り組みを行っているところでございます。

この豊後高田「よっちょくれ祭り」を検討する過程の中で、これまで旧産業文化祭の実行委員であった関係者へ説明不足だったのではないかの

ご質問でございますが、通常、実行委員会は年度のイベント開催ごとに組織されるため、直接そういった方々への個別のご説明はいたしておりません。しかし、昨年度の産業文化祭を実施する際にも、その実行委員会の中で、次年度における行事の見直しについてのお話をさせていただいてきたと聞いております。

また、文化協会の分会や出展団体あるいは真玉八幡社の関係者にも別途ご説明はいたしてきたくところでもございます。

いずれにいたしましても、この新たな産業祭、豊後高田「よっちょくれ祭り」が盛大に開催され、春の5月祭、夏の長崎鼻サマーフェスティバルと並ぶ、本市における新たな秋祭りとなるように、今後実行委員会を中心として、多くの皆様方のご理解、ご協力をいただきながら実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても特段のご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。
○企画財政課長(野村信隆君) 岡部議員の、廃校の跡地利用についてお答えいたします。

真玉地区の2つの廃校につきましては、合併前から、旧真玉小学校では、一般住民の方々を対象にした絵画や陶芸教室などとして一部を利用し、また、合併後は、遺跡発掘資料の整理室などとしても利用しております。同様に、旧上真玉小学校につきましても、一部を民俗文化財保存倉庫などとして利用しております。

しかしながら、現在、両校とも跡地を含め、校舎全体の利用には至っておりません。そのため、合併時から、市有施設全体の空きスペースの有効活用ということで、両校につきましても様々な角度から検討を行ってまいりましたが、建物の老朽化が進んでいるため、利用方法によっては、施設の修繕が必要になる場合もあり、費用対効果等の観点から、なかなかこれといった有効な活用方法が見つからず苦慮をしております。

また、厳しい財政状況から、多額な追加投資を伴う施設の活用については慎重に考えていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) 再質問を行います。

ただ今地域審議会の設置の件につきましては、在任期間終了後の次の審議会での検討課題であるというふうなことでございましたが、私は、この問題で、なぜこの在任期間中にこの審議会を設置されなかったのか、その理由がどうもよくわかりません。例えば、いま問題になっております火葬場建設用地がなかなか進展しないという問題がありますが、これなんかにつきましても、この市当

局の中だけで抱え込むんじゃなくて、やはりこういった地域審議会などを通じてですね、地域の事情に詳しい方々と一緒に考えていく、そういった中でまたこの用地についてもひとつの可能性が見えてくるんじゃないかなと思うんですね。議会とこの審議会というのは、議員とこの審議会というのはまったく性質が違います。申すまでもなく、議員、議会というのは、行政のチェック、議決機関でありますし、対しましてこの審議会というのはいろんなこの新市の建設計画等につきましてですね、市長の諮問のもとに協議をされる協議機関でございます。しかるに、この議会在任期間中の議員がいるからこれは不必要なんだとしたことの根拠、理由について、どうしてこうなったのかご説明いただきたい。

合併前の県の、いや国のパンフレットには、合併によって周辺部の声が反映しにくくなるんじゃないか、いろんな不安に対しまして、Q & Aのコーナーの中で、それは地域審議会で補えるというふうなことも載っておりました。私は当然合併後にこれができるものと思っておりましたが、期待に反した経過となっております。この地域審議会があることで、市政やあるいは議会や、あるいは市民生活に、何かこう大きな差し障りが生じるというようなことがあるんでしょうか。あえて設置しなかったという理由について、もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、障がい者雇用の関係でございますが、およその状況をご説明いただきました。まあ市役所においては法定雇用人員以上だということでございます。これ、枠としてもうこれで上限だと考えているのか、まだこの障がい者雇用にさらに枠を拡大し促進していくおつもりなのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

また、民間企業の就労実態の状況、いま把握に努めてるというふうな答弁ありましたが、実態把握の結果というものはいつごろ示せるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、産業文化祭についてでございます。私は今までの流れの中では、非常にこの配慮に欠ける内容であったというふうに思っております。今の説明では納得はできません。確かに実行委員会で説明があったといわれましたが、これはもう実際決定して、「よっちょくれ祭り」産業祭の実行委員会のもう準備として設けられた会でございます。私ども産業文化祭の関係者には何ら説明がなされないままでございました。

特に、この真玉の産業文化祭は近年、産業、文化あるいは神社のお祭りが3点セットとなって合体したことで、大変活況を呈しておりました。ここにすれば、子どもの絵画、書道、手作り産品、それから模擬店、子どもの奉納相撲大会、あるいは神社の神楽といった大変盛りだくさんな内容を

楽しめる、地域にとっては伝統ある、40年の伝統を誇る大変ユニークなお祭りであったと思っております。昭和の町が懐かしさをコンセプトにしているなら、私どものこの産業文化祭が廃止になったことは、その懐かしさの喪失にほかなりません。まあ効率化ということはわかりますが、こういった規模拡大の一律化の中で失われていくものがあることも指摘をせざるを得ません。

今後、真玉の観光盆踊り大会なども何か来年あたりから廃止が検討されますが、実施にあたっては、充分地元の声を聞きながら、充分な協議を行っていただきたいというふうに思っております。

それから、廃校利用でございますが、これにつきましては、文部科学省も大変推進をしております。インターネットあたりで調べてみますと、全国には約2,000箇所の廃校がありまして、その6割が、文化、福祉、教育など様々なことに活用をされております。すでに4年を経過し、このままでは老朽化が加速をしまして、治安やあるいは火災などの、いった面での、治安面での心配もございまして。ぜひとも有効活用をぜひ前向きに取り組んでいただきまして、私の今回提案した、工房村としての活用も選択メニューの一つに入れてご検討いただきたいと思っております。

仮に、試験的实施ということになれば、私、個人的に美術にかかわる者の端くれの一人としまして、県の美術界の中堅グループにもつながりがありますので、その際は協力を惜しまないつもりでございます。ぜひとも、今後の積極的な活用対策をお願いをしたいと思います。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 岡部議員の再質問にお答えを申し上げます。

先程ご答弁申し上げましたように、地域審議会につきましては、合併協定の中で、地域住民の意見をまちづくりに反映させるため新市において必要に応じて設置するとなっております。これは合併後23ヶ月間は、在任特例により各地域の代表であります旧1市2町の議員の皆様方が全員残っておられることから、あえて地域審議会を設ける必要はないのではないかということから、合併協議会において決定されたものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(菅 健雄君) 総務課長鷺海 豊君。

○総務課長(鷺海 豊君) 岡部議員の、障がい者の雇用についての再質問にお答えいたします。

質問の趣旨としましては、雇用率を達成するので、それが上限かとそういうふうな趣旨だったと思うんですけども、そういう雇用の考え方につきましては、職員の採用試験がございまして、そういう試験にご応募いただきたいと、そういう中で検討させていくということでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長桑原茂彦君。

○商工観光課長(桑原茂彦君) 障がい者の雇用基準に関する再質問にお答えをいたします。

ハローワークに確認、お聞きいたしましたところ、本市におきましては2.16パーセントということで、大分県の2.07を上回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) この地域審議会の設置につきましては、在任特例後の審議会にぜひとも市長の前向きな姿勢でもって設置を働きかけていただくことを要望しまして、質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(菅 健雄君) これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日から9月21日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、9月22日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は9月20日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 北崎 安行

// 川原 直記